

平成30年度改訂版

対象組織向け

# 多面的機能支払交付金の 活動の手引き

## 活動組織用

島根県農地・水・環境保全協議会  
島根県 農林水産部  
農林水産省 農村振興局

平成30年6月

# はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

農林水産省では、このような状況に鑑み、多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんのが「多面的機能支払交付金」を活用して、活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

## 地域の共同活動の例と交付金の構成区分

### 地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

ため池の草刈り

農道の路面維持

### 多面的機能支払交付金

#### 農地維持支払交付金



#### 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

水路のひび割れ補修

農道の壅みの補修

植栽活動

水田魚道の設置

### 施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート水路への更新

老朽化した水路壁のコーティング

未舗装の農道をアスファルトで舗装

#### 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)

## 目 次

### 多面的機能支払交付金の概要

1 交付金の構成	P 1
2 活動の手順	P 3
3 手続きの概要	P 4

### I 組織の設立

1 対象地域の設定	P 5
2 構成員のとりまとめ	P 6
3 規約(案)の作成	P 7
4 事業計画(案)の作成	P12
5 活動計画(案)の作成	P14
6 総会の開催	P25

II 事業計画の認定	P26
------------	-----

III 交付金及び概算払の申請	P28
-----------------	-----

IV 活動の実施・記録	P32
-------------	-----

V 活動の報告	P41
---------	-----

VI 地域資源管理構想	P49
-------------	-----

VII 工事等外注の流れ	P53
--------------	-----

VIII 島根県地域活動指針	P54
----------------	-----

○ 多面的機能支払交付金に関するQ&A	P88
○ 連絡先窓口	P89

# I 多面的機能支払交付金の概要

## 1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持活動を実施するための交付金（農地維持支払交付金）と資源向上活動を実施するための交付金（資源向上支払交付金）から構成されます。

### (1) 農地維持支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ① 地域資源の基礎的な保全活動  
(水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動  
(体制の拡充・強化、保全管理構想の作成など)



### (2) 資源向上支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

#### 1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

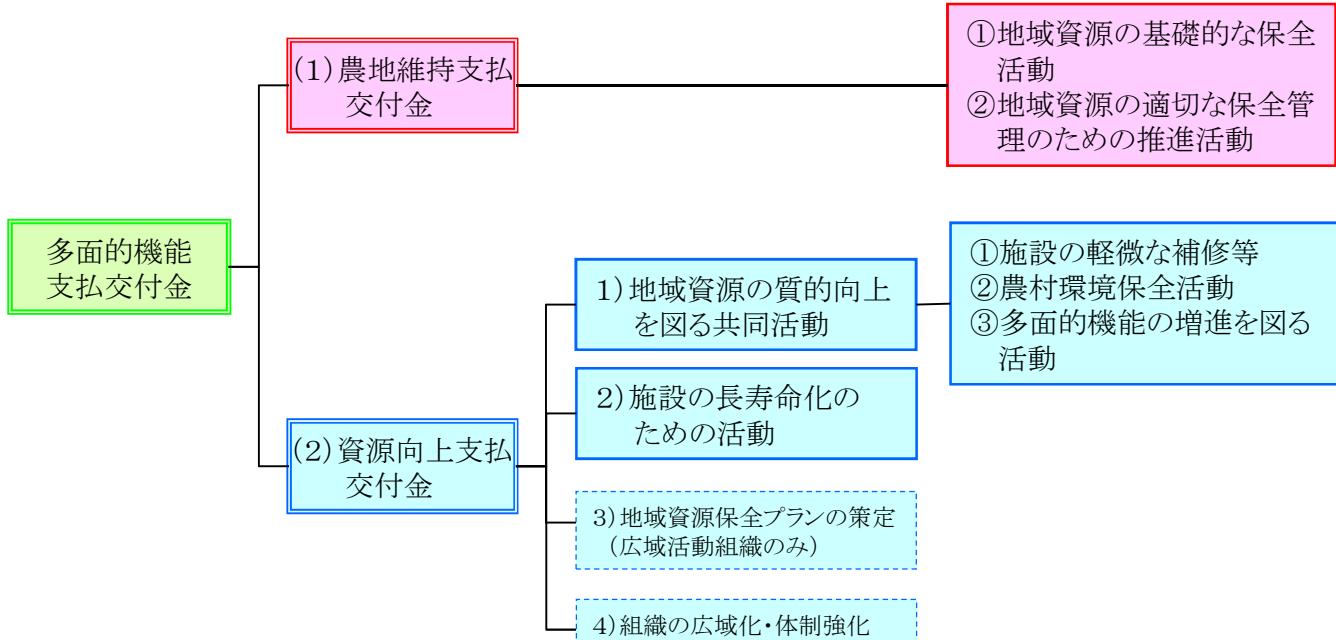
- ① 施設の軽微な補修  
(水路、農道、ため池の軽微な補修など)
- ② 農村環境保全活動  
(植栽による景観形成、ビオトープづくりなど)
- ③ 多面的機能の増進を図る活動  
(防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)

#### 3) 地域資源保全プランの策定

#### 4) 組織の広域化・体制強化



### 多面的機能支払交付金の構成



## 交付単価

## ○長寿命化に取り組まない新規組織(基本単価)

10a当たり(円) 国:1/2、県:1/4、市町村:1/4

	農地維持	共同 (増進有)	共同 (増進無)
田	3,000	2,400	2,000
畑	2,000	1,440	1,200
草	250	240	200

※農地維持については「農振農用地外」の農用地も交付対象とすることができる

## ○5年以上継続または長寿命化を取り組む組織(再認定含む)

10a当たり(円) 国:1/2、県:1/4、市町村:1/4

	農地維持	共同 (増進有)	共同 (増進無)	長寿命化 (自主施工有)	長寿命化 (自主施工無)
田	3,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑	2,000	1,080	900	2,000	1,666
草	250	180	150	400	333

※農地維持については「農振農用地外」の農用地も交付対象とすることができる

※共同の単価は「基本単価」の75%単価となる

※「増進無」「自主施工無」はそれぞれの「有」の単価に5/6を乗じた単価

※管理協定の組織については、「自主施工」の有無にかかわらず「自主施工有」の単価を適用

※管理協定の規模を満たさなければ、1集落当たり200万円が上限額となる。ただし、単価計算した額と比較し、安価の額を適用する。

### 【交付額の算出方法】

対象農用地面積 田:5,000.4a、畑:4,999.6a

## ○ 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て) 畑:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

## ○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田:5,000a × 3,000 円/10a=1,500,000 円 畑:4,999a × 2,000 円/10a= 999,800 円

資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。

## (算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

## ○ 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出

a. 15,000a × 1,666 円/10a=2,499,000 円

b. 1集落 × 2,000,000 円=2,000,000 円

の小さい額である2,000,000 円を年交付金額の上限とする。

## 2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した取組は、以下の手順で実施します。

### I 組織の設立

- 活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催します。また、規約や事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会で構成員からの合意を得ます。
- I-1 対象地域の設定 →5ページへ
  - I-2 構成員のとりまとめ →6ページへ
  - I-3 規約（案）の作成 →7ページへ
  - I-4 事業計画（案）の作成 →12ページへ
  - I-5 活動計画（案）の作成 →14ページへ
  - I-6 総会の開催 →25ページへ

### II 事業計画の認定

市町村長に事業計画書を提出し、事業計画の認定を受けます。  
市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。 →26ページへ

### III 交付金及び概算払の申請

当該年度の活動に必要な交付金を市町村長に申請します。  
市町村長から交付決定の通知が送付されます。  
必要に応じて、概算払請求書を市町村長に提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。 →28ページへ

### IV 活動の実施・記録

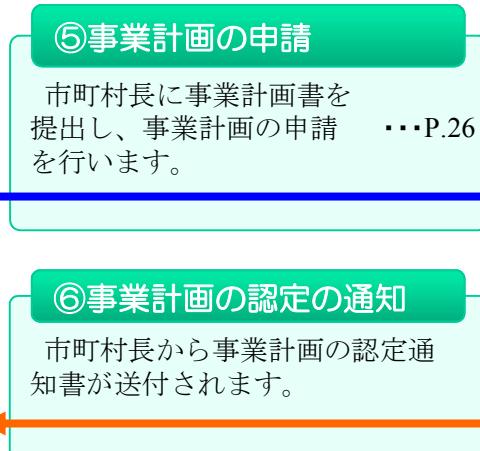
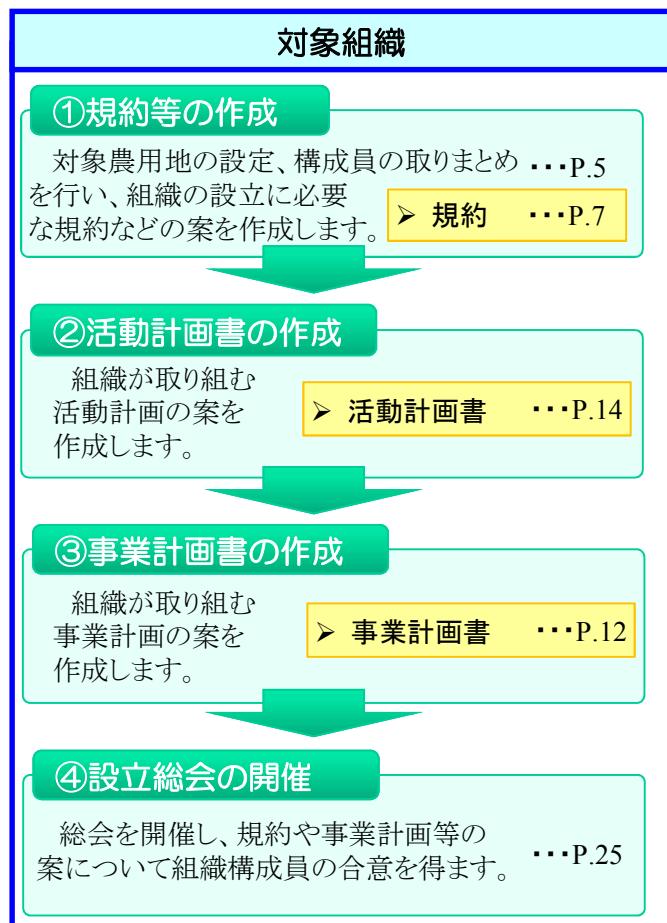
交付金を受け、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の基礎的な保全活動等を計画に基づき実施します。  
実施した日々の活動については、作業の内容や金銭の収支等について記録します。 →32ページへ

### V 活動の報告

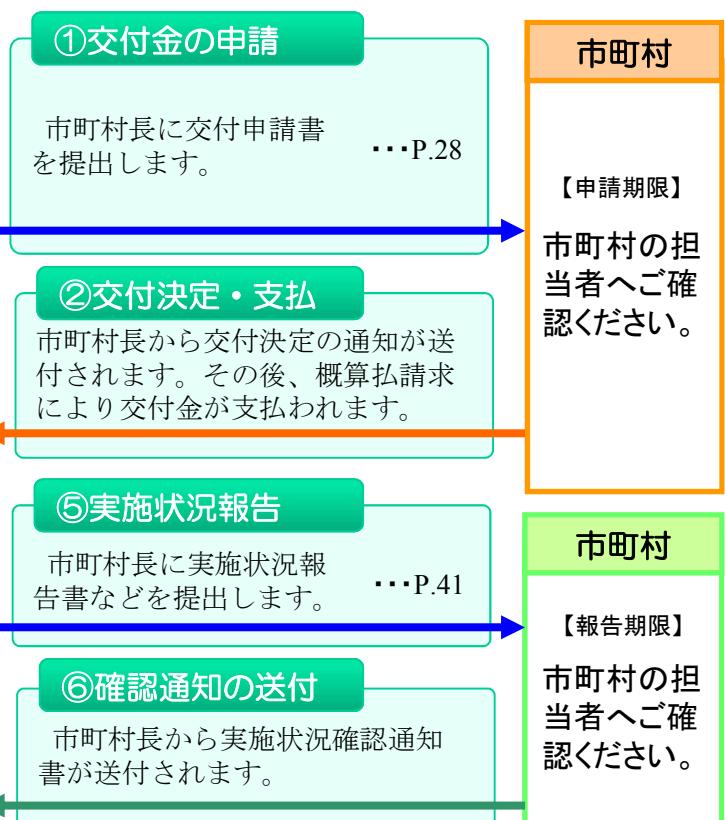
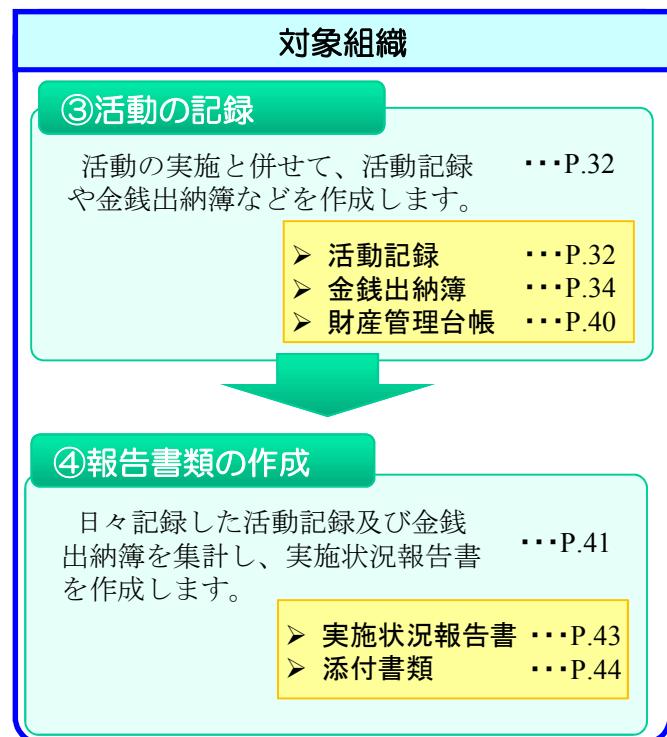
当該年度の活動記録をとりまとめ、実施状況報告書を作成し、市町村に提出します。 →41ページへ

### 3. 手続きの概要

組織の設立から事業計画の認定まで



交付金の交付申請から報告まで



## I 組織の設立

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

### 1. 対象地域の設定

- ・組織づくりは、対象地域を設定することから始めます。
- ・地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定します。
- ・対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- ・合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討して下さい。

※ 活動の対象となる区域が旧市区町村等の広域に及ぶ場合には、広域活動組織を設立することができます。広域活動組織化により、事務負担の軽減や体制強化が図られるほか、資源向上支払交付金（長寿命化）の交付単価のメリット措置の適用が受けられます。広域活動組織を設立して活動を実施する場合は、「多面的機能支払交付金の活動の手引き（広域活動組織用）」を参照して下さい。

#### 対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
ため池や堰などの水系単位で保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施区域単位で保全活動を行う体制

## 2. 構成員の取りまとめ

### ①構成員

活動組織の構成員は、個人でも団体でも構いません。

団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上参加して下さい。

### ②構成員の範囲

農業者の方は、原則として、対象地域の中で農業を営んでいる方を構成員とします。

農業者以外の構成員は、地域の資源を守る共同活動に参加していただくことができれば、地域の内外は問いません。

### 農地維持支払交付金

以下の①又は②の組織が支援の対象です。

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

### 資源向上支払交付金

○地域資源の質的向上を図る共同活動

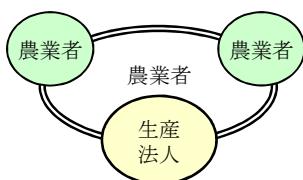
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

○施設の長寿命化のための活動、組織の広域化・体制強化

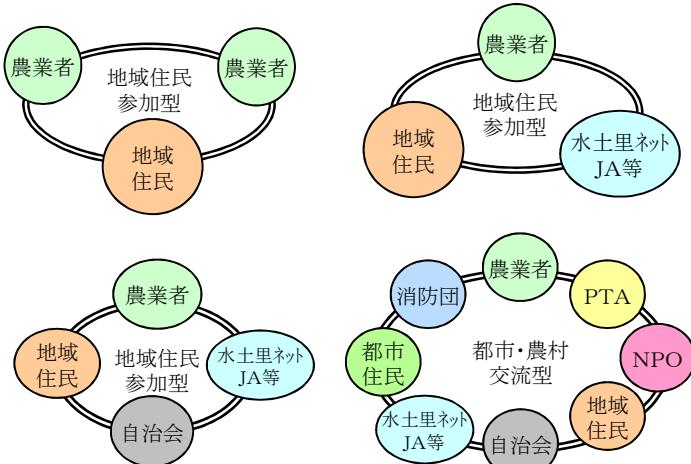
農地維持支払交付金と同様の活動組織

### 活動組織の構成例

#### ①農業者のみで構成



#### ②農業者及びその他の者で構成



### 3. 規約(案)の作成

(注)平成30年度に新たに設立された組織  
及び規約の変更が生じた組織の方は、記入例を参考に作成してください。

#### ①規約の作成

活動の目的、構成員、議決方法など組織運営の基本となる事柄を確認するため、規約を定めます。

#### ②規約の内容について

規約の内容は、以下の様式のとおりです。（多面的機能支払交付金実施要領別記6-1）

このページは規約の記載例です。  
必要に応じて追記等して下さい。

(別記6-1)

#### ○○地域資源保全会 規約

平成〇〇年〇月〇日制定

#### 第1章 総則

総会で本規約が制定された日付を記入します。

##### (名称)

第1条 この活動組織は、○○地域資源保全会(以下「活動組織」という。)という。

##### (事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を○○県○○市○○△△に置く。

資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

##### (目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、○○市○○に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

資源向上活動(共同活動)  
を実施する場合のみ記載します。

資源向上活動(長寿命化)  
を実施する場合のみ記載します。

#### 第2章 構成員等

##### (構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議して下さい。

#### 第3章 役員等

##### (役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。  
代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

- 3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

**(役員の任期)**

**第6条** 役員の任期は、○年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

**第4章 総会****(総会の開催)**

**第7条** 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があつたとき。

二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があつたときは、代表は、その請求のあつた日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

取り組みを行う活動内容に応じて選択して記載します。

**(総会の権能)**

**第8条** 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。

二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。

三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。

四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。

五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。

六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)を実施する場合で、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)との経理を区分しない場合は、三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載します。

**(総会の議決方法等)**

**第9条** 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して下さい。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならぬ。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
- 三 その他の収入

交付を受ける交付金の内容に応じて、記載します。

資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)を実施する場合で、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)との経理を区分しない場合は、一及び二を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金」と記載します。

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

**(金銭出納の明確化)**

**第19条** 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

**(金銭の収納)**

**第20条** 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

**(領収証の徴収)**

**第21条** 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

資源向上活動により、**施設の更新又は新たに設置を行う場合は、以下の第22条の規定を追加して下さい。**

**(財産の管理)**

**第22条** 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

**(物品の管理)**

**第22条** 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

**(決算及び監査)**

**第23条** 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に総会の承認を受けなければならない。

**第6章 活動組織規約の変更****(規約の変更)**

**第24条** この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

**第7章 雜則**

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積り集や契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決して下さい。

**(細則)**

**第25条** 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

**附 則**

- 1 この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

(注)集会の会合、または、設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得て下さい。

(別紙)

平成 年月日

## ○○地域資源保全会 同意書

以下3. の構成員は、○○活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

## 1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	農林太郎	〇〇〇〇	〇〇自治会 会長

## 2. 役員

役職名	氏名	備考
副代表	中村一郎	〇〇〇〇
書記	鈴木二郎	〇〇〇〇
会計	渡部三郎	〇〇〇〇
監査役	大林花子	〇〇〇〇

活動組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記入します。

## 3. 構成員

## (1) ○○集落

① 農業者<sup>注1</sup>

役職名	氏名	住所	備考
副代表	中村一郎	〇〇〇〇	〇〇集落代表
—	.....	〇〇〇〇	

活動組織における役職名を記入します。

所属する集落や団体名を記入します。

## (2) △△集落

## ① 農業者

役職名	氏名	住所	備考
—	高橋四郎	〇〇〇〇	△△集落代表
—	.....	〇〇〇〇	

役員が団体に所属する場合は、役員の備考に3の(3)と同じ団体名を記載します。

## ② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考
監査役	大林花子	〇〇〇〇	
—	.....	〇〇〇〇	

「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。

「役職名」欄には、活動組織における役職名を記載します。

(3) 団体<sup>注2</sup>

役職名	氏名	団体名
代表	会長 農林太郎	〇〇自治会
—	会長 斎藤六郎	〇〇老人会

4. 構成員人数<sup>注3</sup>

計	農業者	農業者以外
177 人	56 人	121 人

3の(1)及び(2)の個人並びに(3)の団体に所属する者の合計の人数について、農業者と農業者以外に区分して記載します。

団体に所属する者は、その団体に所属する全ての人数ではなく、共同活動に参加する人数を記載します。

複数の団体に所属する者がいるなど、共同活動に参加する人数の正確な把握が困難な場合は、概ねの人数を記載して頂いて構いません。

注1: 「農業者」とは、活動計画書に位置付けられている農

注2: 団体においては、活動組織の構成員となる者は代表

注3: 構成員人数には、3の(1)、(2)の個人及び(3)の団体

## 4. 事業計画(案)の作成

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするために、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画(案)を作成します。

事業計画(案)の内容は、以下の様式のとおりです(多面的機能支払交付金実施要領様式第6-5号)。

なお、本事業計画(案)の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第6-6号の認定申請書を作成し、これに添付します。

様式第6-5号

このページは事業計画(案)の記載例です。  
必要に応じて追記等して下さい。

### 多面的機能発揮促進事業に関する計画

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇〇〇地域資源保全会 印

#### 1 多面的機能発揮促進事業の目標

##### 1. 現況

(例)本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るために、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

##### 2. 目標

(例)1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

活動内容を踏まえて記載してください。

#### 2 多面的機能発揮促進事業の内容

##### (1) 多面的機能発揮促進の種類及び実施区域

①種類(実施するものに〇印を付すこと。)

###### 1号事業(多面的機能支払交付金)

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| <input type="radio"/> | 法第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金) |
| <input type="radio"/> | 法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金) |

###### 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)

###### 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

###### 4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

活動内容に合わせて記載してください。

##### ②実施区域

別添の〇〇〇地域資源保全会の多面的機能支払交付金に係る活動計画書(以下「活動計画書」という。)「(別紙)認定対象区域図面」のとおり。

##### (2) 活動の内容等

###### ① 1号事業

###### 1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 保全管理する区域内の農用地、施設」並びに「(別紙)認定対象区域図面」のとおり。

2)活動の内容

イ イの活動

活動計画書「III. 活動の計画」の「1. 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「III. 活動の計画」の「2. 資源向上支払」に記載のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。  
(不要な活動は削除)

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「(別紙)活動組織参加同意書」に記載のとおり。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。

中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

(様式第6-6号)

本様式(様式第6-6号)に上記(様式第6-5号)を添付して提出して下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村長 様

農業者団体等の名称  
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 別添資料(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書)

- 1号事業(多面的機能支払交付金)  
 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)  
 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ  
取り組む場合の記載例です。

3 その他

- 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)

## 5. 活動計画(案)の作成

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、都道府県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基にして、都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

※多面的機能支払交付金単独で作成する場合は、多面的機能支払交付金実施要領様式第1－3号（別添）を使用するものとし、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金又は環境保全型農業直接支払交付金を併せて作成する場合は、多面的機能支払交付金実施要領様式第6－7号【共通様式】を使用するものとします。

※以下に示す記載例は、様式第1－3号（別添）です。

### I. 地区の概要

#### (1) 活動期間

対象活動の実施にかかる活動期間を設定します。

活動期間は、5年間を原則とします。

※資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

#### I. 地区の概要

##### 1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数
農地維持支払	平成 29 年度	平成 33 年度	5 年
資源向上支払 共同活動	平成 29 年度	平成 33 年度	5 年
施設の長寿命化	平成 29 年度	平成 33 年度	5 年

交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記載しないで下さい。

## (2)保全管理する区域内の農用地、施設

保全管理する区域内の農用地・施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地（認定農用地※）及び水路等の施設のことです。

※ 認定農用地・・・対象組織が共同活動を実施する農用地

対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

公共的施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として対象になりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村に確認してください。

農用地の面積については、国土調査等による地積図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細については市町村に確認して下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定対象区域内の遊休農地面積を記入します。</li> <li>遊休農地の一部を解消した場合は、数值を変更の上、届出します。</li> <li>遊休農地については、活動計画書に位置付けた活動を行い、活動期間内に耕作可能な状態とする必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農用地の区域内において、共同活動による保全管理活動等を実施する施設量を記入します。</li> <li>下段欄には、内数として資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）を実施する対象施設の量を記入します。</li> <li>農地維持支払と資源向上支払（共同）を活用して資源向上活動（長寿命化）を行う場合も「うち、施設の長寿命化の対象施設」欄に記載します。</li> </ul>																																			
<p>2. 保全管理する区域内の農用地、施設</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">農用地面積 (集落の管理する農用地)</th> <th colspan="3">田</th> <th>畠</th> <th>計</th> <th rowspan="2">遊休農地面積</th> </tr> <tr> <td>4,600 a</td> <td>900 a</td> <td>a</td> <td>5,500 a</td> <td>0 a</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">農業用施設</th> <th colspan="2">水路</th> <th>農道</th> <th>ため池</th> <th rowspan="2">(農用地にかかる施設)</th> </tr> <tr> <td>開水路</td> <td>バイパス</td> <td>km</td> <td>8.5 km</td> <td>0 箇所</td> </tr> <tr> <td>うち、施設の長寿命化の対象施設</td> <td>11.2 km</td> <td>km</td> <td>2.5 km</td> <td>0 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.8 km</td> <td>km</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			農用地面積 (集落の管理する農用地)	田			畠	計	遊休農地面積	4,600 a	900 a	a	5,500 a	0 a	農業用施設	水路		農道	ため池	(農用地にかかる施設)	開水路	バイパス	km	8.5 km	0 箇所	うち、施設の長寿命化の対象施設	11.2 km	km	2.5 km	0 箇所			1.8 km	km			
農用地面積 (集落の管理する農用地)	田			畠	計	遊休農地面積																															
	4,600 a	900 a	a	5,500 a	0 a																																
農業用施設	水路		農道	ため池	(農用地にかかる施設)																																
	開水路	バイパス	km	8.5 km		0 箇所																															
うち、施設の長寿命化の対象施設	11.2 km	km	2.5 km	0 箇所																																	
	1.8 km	km																																			

## (3)交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、それぞれの交付金額を算出します。

（交付金の単価は、市町村に確認して下さい。）

平成30年度に拡充された小規模集落支援の加算措置を受けようとする場合は、様式第1－3号（別添）加算措置に取り組む場合 の様式を使用し、加算措置を除く交付金額はここに示す方法で算出、加算措置分はP16に示す方法で算出して整理します。

3. 交付金額							10a当たりの単価を記入します。		
地目	農地維持支払		資源向上支払(共同活動)			資源向上支払(施設の長寿命化)			
	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	4,600 a	3,000 円/10a	1,380,000 円	4,532 a	1,800 円/10a	815,760 円	4,532 a	4,400 円/10a	1,994,080 円
畠	900 a	2,000 円/10a	180,000 円	868 a	1,080 円/10a	93,744 円	868 a	2,000 円/10a	173,600 円
草地	a	円/10a	円	a	円/10a	円	a	円/10a	円
合計	5,500 a		1,560,000 円	5,400 a		909,504 円	5,400 a		2,167,680 円
備考									

(注1)複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入する。  
 (注2)農地維持支払の活動期間中に対象農用地の地目を田から畠に変更する場合には、「地目を田から畠に変更する場合は、(農地維持支払の交付金額を下限額とする)、(農地維持支払の交付金額を上限額とする)」

各支払の中で複数の交付単価が適用される場合には、それぞれ行を追加して記入します。

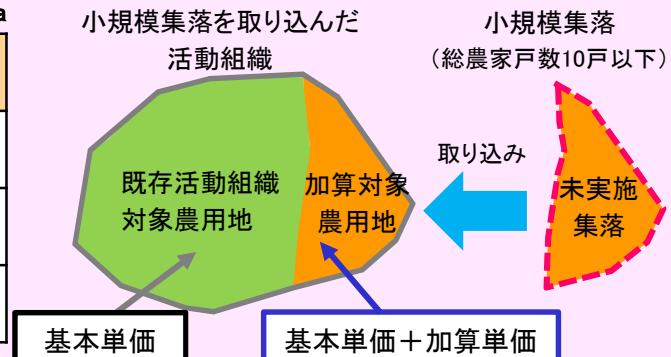
資源向上支払(施設の長寿命化)は、交付上限額を記載します。  
 この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

## 加算措置 小規模集落支援（平成30年度拡充）

既存活動組織※1が小規模集落※2を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。※3

### 【農地維持支払の加算単価】 単位:円/10a

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40



なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織あたりの合計加算上限額は40万円となります。

※1:多面的機能支払の活動を実施している活動組織及び広域活動組織(平成29年度に活動期間が終了し、平成30年度に事業計画の認定を受ける活動組織及び広域活動組織を含む。)

※2:小規模集落とは、総農家戸数が10戸以下、かつ、これまでに、多面的機能支払(旧制度の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払を含む)に取り組んだことがない農業集落です。

※3:加算措置の適用期間は、小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度までです。

### 【加算措置分にあたる交付金額の算出方法】

(1) 加算対象農用地面積に地目別の加算単価を乗じて算出します。

(算定例)

加算対象農用地面積 田900a、畑190a

$$\textcircled{O} \text{ 田}(900a \times 1,000 \text{ 円}/10a) + \text{畑}(190a \times 600 \text{ 円}/10a) = 101,400 \text{ 円}$$

(2)(1)で算出した額が1小規模集落当たり加算上限額、活動組織あたり合計加算上限額を越える場合は、その上限額が加算措置分の年交付金額となります。

(算定例)

取り込む小規模集落数 1集落

加算対象農用地面積 田1,900a、畑190a

$$\text{a} \text{ 田}(1,900a \times 1,000 \text{ 円}/10a) + \text{畑}(190a \times 600 \text{ 円}/10a) = 201,400 \text{ 円}$$

$$\text{b} \text{ 1集落} \times 200,000 \text{ 円} = 200,000 \text{ 円}$$

のうち小さい方の額である200,000 円を加算措置分の年交付金額とする。

**加算措置を受ける場合の活動計画書は「別添 加算措置に取り組む場合」の様式を使用して下さい。**

(2) 加算措置分にあたる交付金額

地目	小規模集落支援		
	対象農用地面積	加算単価	年当たり交付上限額
田	900 a	1,000 円/10a	90,000 円
畑	190 a	600 円/10a	11,400 円
草地	a	円/10a	円
合計	1,090 a		101,400 円
備考			

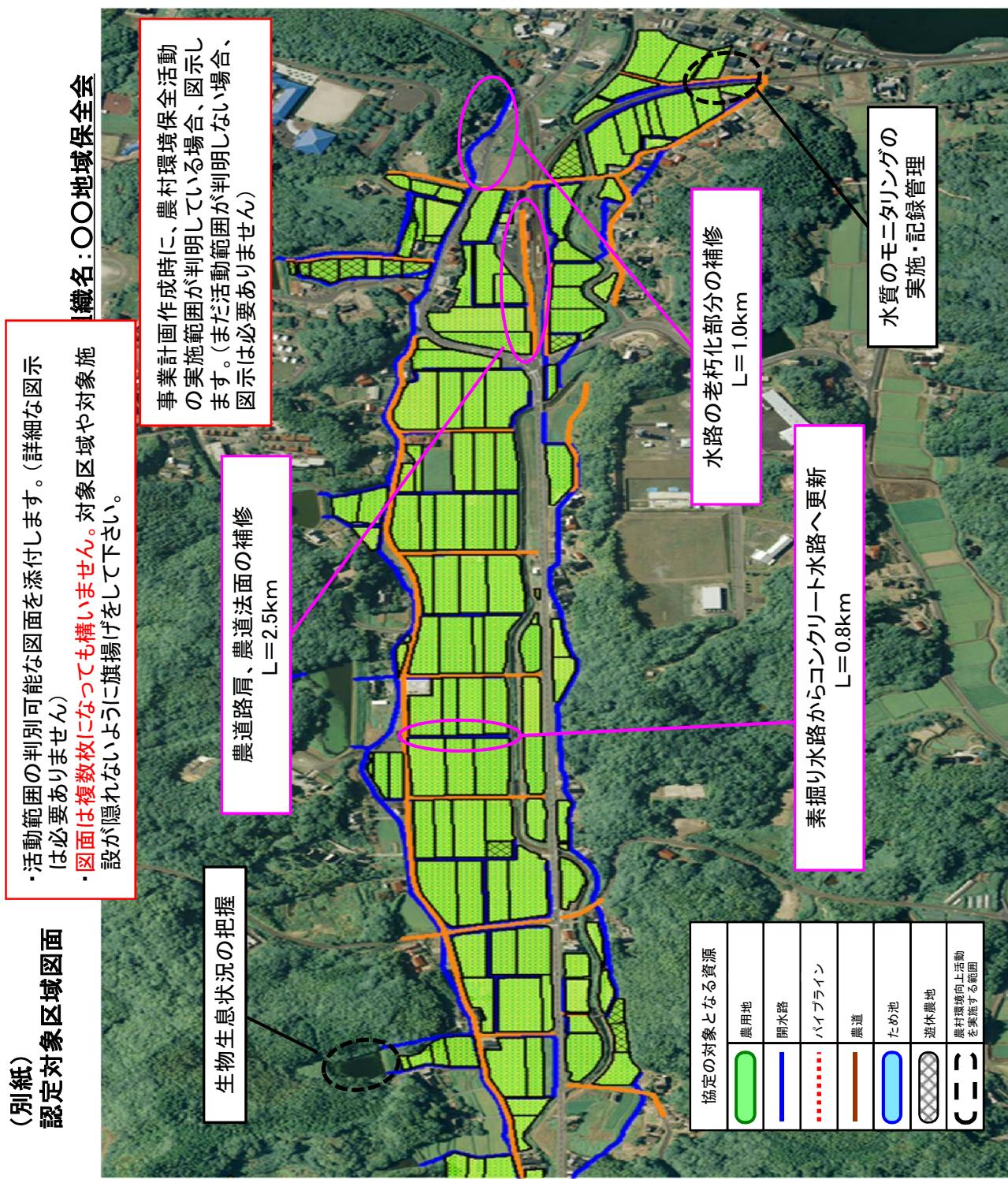
加算措置の対象とする小規模集落数	各小規模集落内の総農家戸数
1 集落	9 戸

※上記(2)の場合は、田、畑別の加算単価、年当たり交付上限額の欄は空欄とし、年当たり交付上限額の合計欄には上限額を記入することになります。

(4)位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農業用用排水路、農道等の施設を図示します。

また、「(2)保全管理する農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示して、その面積も記入します。



(5) 保全管理する区域内に存在する集落数

認定農用地の区域内に存在する集落数を記載します。

ここでいう「集落」とは、農林業センサスにおける農業集落（定義：市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう）とします。

(参考) 農林水産省HP「農業集落境界の閲覧」

#### (6) 中山間地域等直接支払交付金との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域がある場合は、活動が重複しないように次のことに注意してください。

- ① 重複する区域における活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道等の保全に係る活動は、多面的機能支払交付金により行う。
  - ② 資源向上活動（共同）に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施する。

#### (7) 保全管理する区域の農業地域類型

対象農用地に係る農業地域類型区分のうち、該当するもの全てにチェック印を記載します。

### (参考) 農業地域類型区分について

農林統計の分析及び農政の推進の基礎資料として活用するため、旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として設定。

\*旧市区町村とは、平成22年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在での市区町村をいう。

農林水産省HP「農業地域類型区分について」

(8)保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況…島根県は5法

対象農用地の区域が以下の8法のいずれかの指定地域に該当している場合は、チェック印を記載。

- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
  - ・山村振興法
  - ・過疎地域自立促進特別措置法
  - ・半島振興法
  - ・離島振興法
  - ・沖縄振興特別措置法
  - ・奄美群島振興開発特別措置法
  - ・小笠原諸島振興開発特別措置法

(参考) 国土交通省HP「国土情報ウェブマッピングシステム」

#### 5. 保全管理する区域内に存在する集落数

集落数

## 6. 中山間地域等直接支払交付金との重複面積等

100 a

(注) 中山間地域等直接支払交付金の集落協定等と重複する認定農用地のうち、この活動計画書に位置付けた農用地及び水路、農道等の活動については、多面的機能支払により行う。ただし、この活動計画書に位置付けていない活動については、中山間地域等直接支払

## 7. 保全管理する区域の農業地域類型

都市的地域       中間農業地域  
 平地農業地域       山間農業地域

該当する項目をチェック(複数選択可)

## 8. 保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況

地域振興立法8法の該当あり

の  
5、7及び8については、市町村に  
お問い合わせ下さい

## II. 構造変化に対応した保全管理の目標

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。

この目標に即して取り組む活動などについては、「III. 活動の計画（1）農地維持支払 ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の欄に記載することになります。  
(21ページ参照)

### II. 構造変化に対応した保全管理の目標

複数の選択が可能です。

- 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
- 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
- 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
- その他 [ ]

### III. 活動の計画

#### (1) 農地維持支払

##### ① 地域資源の基礎的保全活動

地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定・研修」と「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。対象となる施設が存在しない活動項目は除外します。

**農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」のうち活動の対象となる施設の項目について記入して下さい。**

#### III. 活動の計画

##### 1. 農地維持支払

###### ① 地域資源の基礎的保全活動

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

**毎年度全ての活動項目を実施します。  
(研修、異常気象時の対応を除きます)**

活動項目	取組	実施時期
点検 ・ 研 計 修 策 定	点検 遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。	<input checked="" type="checkbox"/> 農用地:毎年 4 月 <input checked="" type="checkbox"/> 水路:毎年 4 月 <input checked="" type="checkbox"/> 農道:毎年 4 月 <input type="checkbox"/> ため池:毎年 月
	年度活動計画の策定 点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 4 月
	事務・組織運営等の研修 事務(書類作成、申請事務等)や組織運営に関する研修を活動期間内に1回以上受講する。	平成29年度～平成33年度
農用地	遊休農地発生防止のための保全管理 遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
	畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り 畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。	毎年 3 回 (6月、7月、8月)
	施設の適正管理 鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
水路	水路の草刈り 水路及び付帯施設(ポンプ場、調整施設等)やその周辺部の草刈りを実施する。	毎年 3 回 (6月、7月、8月)
	水路の泥上げ 水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。	毎年 4 月
	施設の適正管理 ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
実践活動 農道	路肩、法面の草刈り 路肩・法面の草刈りを実施する。	毎年 3 回 (6月、7月、8月)
	側溝の泥上げ 点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。	毎年 4 月
	施設の適正管理 農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
ため池	ため池の草刈り 草刈りを実施する。	
	ため池の泥上げ 点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	
	施設の適正管理 かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。	
共通	異常気象時の対応 洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、地震等の発生後

(注)「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

## ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

「Ⅱ. 構造変化に対応した保全管理の目標」に記載した目標（19ページ参照）に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。

それらの取り組みの適切な実施や確実な効果発現を図るために、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想※」をとりまとめていただくことが必要になります。

### ※地域資源保全管理構想について

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。（49ページ参照）

～地域資源保全管理構想の項目について～

- (1) 地域で保全管理していく農用地及び施設
- (2) 地域の共同活動で行う保全管理活動
- (3) 地域の共同活動の実施体制
- (4) 地域農業の担い手の育成・確保
- (5) 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策



農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合、この活動は必ず実施します。

### ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組	実施時期
<p>① 地域ぐるみで取り組む保全管理の内容（1項目以上選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業</li> <li><input type="checkbox"/> 高齢化的進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業</li> <li><input type="checkbox"/> 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業</li> <li><input type="checkbox"/> 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理</li> <li><input type="checkbox"/> その他（ ）</li> </ul>	<p>② 取組方向（1項目以上選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保</li> <li><input type="checkbox"/> 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用</li> <li><input type="checkbox"/> 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施</li> <li><input type="checkbox"/> その他（ ）</li> </ul>	
推進活動	<p>（1項目以上選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催</li> <li><input type="checkbox"/> 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査</li> <li><input type="checkbox"/> 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査</li> <li><input type="checkbox"/> 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催</li> <li><input type="checkbox"/> 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査</li> <li><input type="checkbox"/> 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催</li> <li><input type="checkbox"/> その他（ ）</li> </ul>	毎年 2 回 (10月、1月、〇月)

5年間で実施する予定の活動項目を複数選択する場合は、実施時期欄に「毎年①、②、③それぞれでいずれか1項目以上〇回(〇月、〇月)」と記載します。

### ③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

農用地、施設の見回りを行う必要のある異常気象の種類や程度について記載して下さい。

### ④農地維持支払における農振農用地区域外の扱い

農地維持支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、チェック印を記載します。

※ 都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- ・多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

### ③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

当該区域において、大雨、洪水、暴風の発生や大規模な地震の発生など、農用地・施設への被害が予想される場合とする。

(注) 農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

④農地維持支払における農振農用地区域外の扱い  
 交付対象とする       交付対象としない

## (2)資源向上支払

## ①地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- 「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。）
- 「②農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します。
- 「③多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

## 2. 資源向上支払

## (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

## ①施設の軽微な補修

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。

活動項目	取組	実施時期
機能診断・研修・計画策定	機能診断 農用地及び水路等の施設について、機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。	農用地: 毎年 4月 <input checked="" type="checkbox"/> 水路: 每年 4月 <input checked="" type="checkbox"/> 農道: 每年 4月 <input type="checkbox"/> ため池 每年 月
	年度活動計画の策定 機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 4月
	機能診断・補修技術等の研修 活動期間内に1回以上受講する。 □ 活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 □ 老朽化が進む施設の長寿化のための補修、更新等に関する研修 □ 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	平成29年度～平成33年度
実践活動	農用地 畦畔の再構築、農用地法面の初期補修、暗渠施設の清掃等を実施する。	機能診断結果に基づき実施時期を決定
	水路 水路側壁のはらみ修正、目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	
	農道 路肩・法面の初期補修、側溝の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	
	ため池 遮水シートの補修、構造物の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	

(注)「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

## ②農村環境保全活動

1テーマ以上選択します。

活動項目	取組	実施時期
計画策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年策定する。 <input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全 <input checked="" type="checkbox"/> 水質保全 <input type="checkbox"/> 景観形成・生活環境保全 <input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進・地下水かん養 <input type="checkbox"/> 資源循環	毎年 9月
啓発・普及	選択したテーマに基づき、地域住民等への広報活動等の取組を毎年1つ以上実施する。 <input checked="" type="checkbox"/> 広報活動(パンフレット等の作成・配布、看板設置等)、啓発活動(有識者の指導、勉強会等) <input type="checkbox"/> 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携 <input type="checkbox"/> 地域内の規制の取り決め	毎年 10月
実践活動	選択したテーマに基づき、実践活動の取組を毎年1つ以上 ■ 生態系保全 <input checked="" type="checkbox"/> 生物の生息状況の把握 ■ 水質保全 <input checked="" type="checkbox"/> 水質のモニタリングの実施・記録管理	

(注1)「計画策定」及び「啓発・普及」については、1つ以上の項目をチェックする。

(注2)「実践活動」の下欄に選択したテーマを記載する。また、必要に応じて横を追加する。

## ③多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組
多面的機能の増進を図る活動	広報活動(広報チラシ作成) <input checked="" type="checkbox"/> 遊休農地の有効活用 <input type="checkbox"/> 地域住民による直営施工 <input type="checkbox"/> 農村環境保全活動の幅広い展開 □ 農村環境保全活動を1テーマ追加 □ 高度な保全活動の実施 □ 都道府県、市町村が特に認める活動( )

「多面的機能の増進を図る活動」に取り組めない場合は、資源向上支払の単価は基本単価の5/6になります。

・平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織又は活動期間の終了に伴い再認定を受ける活動組織は、広報活動を毎年実施する必要があります。その際、②農村環境保全活動における広報活動と活動の内容が重複しないよう区分して実施します。

・対象農用地が地域振興立法8法に該当若しくは農業地域類型区分が中間又は山間農業地域に該当する組織は、広報活動は必ずしも実施する必要はありません。(18ページ参照)

【農村環境保全活動の幅広い展開】を選択する場合は、どちらかを選択します。

「高度な保全活動の実施」を選択する場合は、具体的な取組内容を( )に記載します。

## ②施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断を基に、地域で施設の状況等を検討した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。

※ 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）の活動として行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動（共同）を適切に実施することを前提とし、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）の活動として施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意して下さい。

- ・活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
- ・費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

島根県が定める要綱基本方針に定めた対象活動を記入します。

I-(2)保全管理する区域内の農用地、施設と整合させます。

活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画				
			H 29年度	H 30年度	H 31年度	H 32年度	H 33年度
<input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	水路の老朽化部分の補修	1.0 km					
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	素掘り水路からコンクリート水路への更新	0.8 km					
<input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	農道路肩、農道法面の補修	2.5 km					

※平成29年度以降は経理区分を一本化する

(注)必要に応じて欄を追加する。延べ数量の単位は、「km」又は「箇所」を記入する。

直営施工の有無  有  無

外部発注工事の有無  有  無

実施予定年度に線を引きます。

経理区分を一本化する場合(33ページを参照)  
は、欄外に一本化した年度等の旨を記載します。

直営施工に取り組む場合、交付単価のメリット措置を受けられる場合があります。

※直営施工とは、組織が施設の補修等を全て又は一部実施することです。

長寿命化の活動で委託工事の有無を記入します。

## ③地域資源保全プランの策定／組織の広域化・体制強化

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

地域資源保全プランの策定は広域活動組織向けの項目ですので、記載の必要はありません。

(3)地域資源保全プランの策定 / 組織の広域化・体

広域活動組織の設立又は組織の広域・体制強化の支援を受けた年度までに設立できない場合は、全額返還となります。

	地域資源保全プランの策定	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	平成 年度	平成 33 年度	平成 年度

## 6・総会の開催

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会で決定し、活動組織の構成員全員に周知する必要があります。

### (設立総会)

はじめに設立総会を開催し、作成した規約（案）、役員（案）等の活動組織の設立に関する事項を議題として審議します。また、事業計画（案）や活動計画（案）などの組織の運営に関する事項についても審議を行い、議決を得ることが必要です。

### (通常総会)

通常総会は、毎年度1回以上開催する必要があります。

### (臨時総会)

通常総会の他、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- ・構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- ・監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- ・その他代表が必要と認めたとき

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

### 総会開催から議決までのながれ（例）

- 1) 総会の審議事項、開催日等について、あらかじめ役員会等で話し合い、設定します。審議事項は、活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施計画に関することや組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2) 総会の招集を行います。招集にあたっては、開催の7日前までに、書面にて会議の日時、場所、目的、審議事項を示し構成員に通知します。
- 3) 総会は、構成員現在数の過半数をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。  
議事は、出席した構成員の過半数（特別議決事項にあっては3分の2以上）で決します。  
議決前に議案説明、質疑応答を行ったうえで採決を行って下さい。
- 4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会後速やかに、総会により議決した事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布又は周知します。

### 総会の開催、議決に当たっての留意点

- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数が把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録してください。
- ・総会は、活動組織規約に基づいて行われます。地域の事情に応じて総会の議決方法等を規約制定時に構成員で話し合って適切に定めて下さい。
- ・総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切な記録・保管を行って下さい。
- ・欠席された方へも記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。

## II 事業計画の認定

活動組織の代表者は、多面的機能支払交付金の活動に取り組む場合は、事業計画（案）を作成し、市町村長へ提出して、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金による活動を実施しようとする場合には、事業計画（案）に活動計画書及び活動組織規約を添付し、市町村長へ提出します。

計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知（認定通知書）が送付されます。

事業計画（案）に添付する書類は以下のとおりです。➡ 事業計画の様式は12ページへ

	添付書類	提出時期
農地維持支払	・活動計画書 様式は14ページへ	各活動に取り組もうとする年度の6月30日まで (特別な事情がある場合、市町村長が都道府県知事を通じて、地方農政局等に対して届出を行ったときには、10月31日まで)
資源向上支払(共同活動)	・活動組織規約 様式は7ページへ	
資源向上支払(長寿命化)		
資源向上支払(組織の広域化・体制強化)	【組織の体制強化】 ・登記事項証明書	交付申請時又は実施状況報告時に提出

また、既に活動を実施している活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。

### 認定された内容の変更手続きについて

認定された書類（事業計画書、活動計画書等）に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

#### ①認定された内容の変更の申請

- ・保全管理する対象農用地面積の変更
- ・保全管理する対象施設の変更
- ・対象組織の変更
- ・活動の追加、中止又は廃止
- ・活動期間の延長

#### ②認定された内容の変更の届出

- ・左記以外の変更  
(例)
  - ・役員の交代、構成員の変更が生じた場合
  - ・遊休農地を一部解消した場合
  - ・保全管理する対象施設の延長又は路線の増減 等

#### 【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

#### 【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書等

#### 【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日

#### 【提出書類】

変更があった事業計画書、活動計画書等

### 工事に関する確認書

土地改良区等（市町村除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う対象組織にあっては、当該所有者又は、管理者との「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

（様式第1-12号）

### 工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知別紙2の第5の4の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並び施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

#### 記

##### （活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢに定めるとおりとする。

土地改良区等との協議内容に応じて、  
不要な記述は削除して下さい。

##### （工事の施行に関する条件）

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

##### （その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇活動組織  
住 所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇〇〇〇 〇〇-〇  
代 表 〇〇〇〇 印

〇〇土地改良区  
住 所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇〇〇〇 〇〇-〇  
理事長 〇〇〇〇 印

### III 交付金及び概算払の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

#### (1) 交付金の交付申請

##### ① 交付申請書の提出

活動組織は、毎年度**市町村が定めた日**までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。

##### ② 交付決定の通知

市町村が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、市町村長から交付金の交付決定通知が活動組織に送付されます。

#### 交付申請時の注意点

1. 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付して下さい。
2. 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。
3. 組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出して下さい。（提出は、事業計画の認定申請時や実施状況報告時でも可。）

#### (市町村向け記述)

交付申請時の留意点や交付申請の変更手続き方法等、手続き上必要な事項があれば追記して下さい。

#### 交付金の交付ルート



#### (2) 概算払の請求

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払を受けようとするときは、市町村長に概算払を請求します。

##### ① 概算払申請書の提出

交付決定の後、概算払請求書を市町村長に提出します。

##### ② 概算払決定の通知

市町村は、概算払請求書の内容について必要な審査を行った後に、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により活動組織に通知するとともに、交付金を支払います。

市町村によって書式が異なります。

多面的機能支払交付金の活動にのみ取り組む場合

申請(請求)年月日	平成 年度 第 回
-----------	-----------

## 多面的機能支払交付金交付申請書(概算払請求書)

市町村長 殿

組織名  
代表者名

印

概算払の請求時には、「交付」を「概算払」、  
「申請」を「請求」に置き換えてください。

多面的機能支払交付金の交付(概算払)を受けたいので、下記のとおり申請(請求)します。

交付申請 (概算払請求) 額	項目	多面的機能支払交付金 (農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)		1. 農地維持支払交付金 及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く)	2. 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)
		認定額 (年度交付額) ①	円	円	※ 円
	既交付額 ②			円	円
	今回申請(請求)額 ③		今回申請額の記入に当たっては、市町村と相談して下さい。	円	円
	認定額(年度交付額) との差額 ④=①-②-③	円		円	円

※ 施設の長寿命化のための活動については、年度交付上限額以内で申請する場合には、その必要額を計上する。

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマークを記入して下さい。

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)<br>※資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外を区分せずに申請する場合に記載。 | <input type="checkbox"/> 農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(長寿命化以外) | <input type="checkbox"/> 資源向上支払交付金(長寿命化) |
|--|--|--|

以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

金融機関(ゆうちょ銀行以外)

金融機関名	支店名
農業協同組合 銀行 信用金庫	
信用組合 労働金庫 信連 農林中金	
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)	口座番号(7ヶタに満たない場合は、右づめで記入)
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知	

«ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。»

ゆうちょ銀行

記号(6ヶタ目がある場合は※部分に記入)	番号(右づめで記入)
1    0    *	1

フリガナ										
口座名義										
住所	(〒 - ) 都道府県 市町村									

口座名義人宛に振込通知書を郵送するため、確実に郵便物が届く住所を記入して下さい。

(注1)交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。

振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。

(注2)組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出。

地域資源保全プランの策定に係る支援を受ける場合は、地域資源保全プランの写しを提出。

(提出は、事業計画の認定申請や実施状況報告時でも可。)

概算払の請求時には、この部分は不要です。

市町村によって書式が異なります。

申請年月日	平成 年 月 日
平成 年度 第 回	

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金 交付申請書  
平成〇〇年度 中山間地域等直接支払交付金 交付申請書  
平成〇〇年度 環境保全型農業直接支払交付金 交付申請書

例

○○市町村長 殿

中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の活動と併せて取り組む場合

平成〇〇年度において、下記のとおり交付を受けたいので、申請します。

記

組織名 ○○○○  
代表者名 ○○○○

印

市町村から都道府県に提出する様式についても、本様式を参考に作成することができます。

## 1. 多面的機能支払交付金交付申請

項目	多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)	1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)	2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
認定額 (年度交付額) ①	円	円	※ 円
既交付額 ②	円	円	円
今回申請額 ③	円	円	円
認定額 (年度交付額)との差額 ④=①-②-③	円	円	円

※ 施設の長寿命化のための活動については、年度交付上限額以内で申請する場合には、その必要額を計上する。

## 添付書類

- ①組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写し
- ②地域資源保全プランの策定に係る支援を受ける場合は、地域資源保全プランの写し

## 2. 中山間地域等直接支払交付金交付申請

項目	計
既交付申請額	円
今回交付申請額	円
合計	円

## 添付書類

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定(変更認定)書の写し

## 3. 環境保全型農業直接支払交付金交付申請

対象取組	交付単価	取組面積		交付申請額	
		1取組目	2取組目	1取組目	2取組目
カバークロップの取組	円/10a	a	a	円	円
堆肥の施用の取組	円/10a	a	a	円	円
有機農業の取組	円/10a	a	a	円	円
(地域特認取組名)	円/10a	a	a	円	円
(地域特認取組名)	円/10a	a	a	円	円
合計		a	a	円	円

(注1)「カバークロップの取組」は「5割低減の取組とカバークロップ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組」、「堆肥の施用の取組」は「5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組」を示す。

(注2)面積は、対象取組別に構成員の実施面積を合算して、a未満を切り捨てた値を記載すること。

(注3)交付単価は、対象取組の交付単価(円/10a)を記入すること。

(注4)必要に応じて行を追加すること。

交付申請額合計(1取組目+2取組目)

円

## 添付書類

構成員別取組面積一覧(別紙)

市町村によって書式が異なります。

口座情報

中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の活動と併せて取り組む場合

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマークを記入して下さい。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)<br>※資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外を区分せずに申請する場合に記載。 | <input type="checkbox"/> 資源向上支払交付金(長寿命化) |
| <input type="checkbox"/> 農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(長寿命化以外)   | <input type="checkbox"/> 環境保全型農業直接支払交付金  |
| <input type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払交付金   |  |

口座名義欄	フリガナ			
	口座名義			
	住所	(〒 一 ) 都道府県 市区町村		
	電話	一 一	FA	口座名義人宛に振込通知書を郵送するため、確実に郵便物が届く住所を記入して下さい。

交付金の振込口座 注1	金融機関(ゆうちょ銀行以外)						
	金融機関名				支店名		
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金						
	預金種別(該当のものに印をつけてください)				口座番号(7ヶタに満たない場合は、右づめで記入)		
	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 別段	<input type="checkbox"/> 通知			
	ゆうちょ銀行						
	記号(6ヶタ目がある場合は※部分に記入)				番号(右づめで記入)		
1			0	※			1

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付  
振込先が複数ある場合は、口座名義様式・振込口座を振込先分コピーして記載し、提出

## IV 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

### (1) 活動記録

#### ① 活動記録について

- 日々の作業を記録し、その内容を点検等することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村による活動要件の確認、活動の評価、指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動内容に係る作業（活動の準備等を含む）を実施した場合は、その内容を活動記録に記録することが重要です。

#### ② 活動記録の作成に当たって（様式第1－6号の記載方法）

##### ○ 活動区分欄の記載方法

選択項目から当てはまるものを選んでチェックして下さい。活動項目別の作業の例は下表に示すとおりです。

活動項目	作業の例	該当する主な活動		
		農地 維持 活動	資源向上活動	共同
調査・計画	活動予定箇所の点検、機能診断及びこれらを踏まえた年度活動計画の策定、農業者・地域住民への意向調査など	○	○	—
実践活動	施設等の基礎的保全活動や軽微な補修、農村環境保全活動など	○	○	—
啓発・普及	広報活動、啓発活動、地域住民との交流活動など	—	○	—
設置等	資源向上活動（長寿命化）に際して行う現場作業、外部発注する際の施工状況等の確認など	—	—	○
事務処理等	日当の支払事務、活動記録や金銭出納簿の整理、総会準備など	○	○	○
研修・会議	総会、研修、会議など	○	○	○
発注事務	資機材の手配、外部発注に係る見積徴収や契約書作成に係る事務など	○	○	○
特例措置を適用した活動	活動要件の特例により行った施設の応急措置又は補修・更新など  （※活動前には必ず市町村へ相談してください）	○	○	○

##### ○ 【施設又はテーマ欄】

活動の対象となった施設（水路・農道等）を記入します。

〔農地維持活動、資源向上活動（共同）の施設の軽微な補修、資源向上活動（長寿命化）などの場合〕

対象としたテーマ（生態系保全、水質保全、景観形成・生活環境保全等）を記入します。

〔資源向上活動（共同）の農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動の場合〕

「長寿命化」の活動記録については、同じ様式で別に整理されることをおすすめします。

平成 00 年度 多面的機能支払交付金 活動記録

金銭の支出の有無にかかわらず、活動計画に位置づけた活動を行った場合には、それらの全てを活動記録に記載して下さい。

**活動の実施時間**を概ね30分車位で記載します。

活動の取りまとめ等の事務処理や打ち合わせについても記載して下さい。

資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外で区分して経理を行い、かつ、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)の活動として資源向上活動(長寿命化)を行う場合の記載例

実施月日	活動実施日時 （実施時間）	活動実施場所 （実施時間）	活動参加人数		活動内容		備考
			農業者	消費者以外	活動区分	施設又は テーク ア ウェイ	
5月14日 10時00分			農地維持 資源保全法人	資源向上（共同） 広域例会・体験強化	調査・計画 実践活動 啓発・普及 研修・会議	-	具目的的な活動内容（＜＞）書きは長寿命化の場合） 活動項目（参考活動） 取組（取組内容）
6月25日 10時00分			農地維持 資源保全法人	資源向上（共同） 広域例会・体験強化	調査・計画 実践活動 啓発・普及 研修・会議	農道 施設の適正管理	交がわから支出 せば活用を実施
7月30日 10時00分	~ 15時30分	2時30分	30人 20人	農地維持 資源保全法人	資源向上（共同） 広域例会・体験強化	調査・計画 実践活動 啓発・普及 研修・会議	路頭の整備 水路 橋樁 水路の行く部分の整備 水路の行く部分の整備 橋樁

・ 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）の活動として行う施設の長寿命化のための活動について、「活動区分」欄には支出元とした交付金を選択し、備考欄にはその活動が「長寿命化に係る活動」である旨記載します。

・支出を伴わない農地維持活動又は資源向上活動（共同）について、備考欄に「交付金からは支出せず活動を実施」等と記載し、日当の削減等によりどの活動の費用が圧縮されて資源向上活動（長寿命化）の費用として捻出されたのかを明らかにします。

## (2)金銭出納簿

### ①金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村が交付金の使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

### ②金銭出納簿の作成に当たって(様式第1－7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった日付順として下さい。収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- 年度末には、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

※ 金銭出納簿及び活動記録の様式については、市町村長が地方農政局長等と協議し同意が得られた様式についても使用可能です。

### 経理区分の一本化について

- 金銭出納簿の経理区分について、資源向上支払交付金（長寿命化）とそれ以外とで区分して整理する必要がありました。平成29年度以降はこれを一本化することが可能となりました。
- 経理区分を一本化する場合は38ページの様式を、一本化しない場合は37ページの様式を使用してください。
- 経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金（長寿命化）を農地維持活動や資源向上活動（共同）に充当することはできません。

## 支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する支出費目を選択し記載して下さい。

## 交付金の支出対象となる経費の例

分類番号	支出費目	内 容
1	日当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動参加者への日当(草刈り機持ち込み料や燃料費を含む場合は一括ここに計上)</li> <li>・役員等の事務日当</li> </ul>
2	購入・リース費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補修資材購入費(碎石、砂利、セメント、生コンクリート、木材、金物類、コンクリート水路製品、コンクリート蓋、グレーチング蓋、縞鋼板、塩ビ管、ポリエチレン管など)</li> <li>・機械器具購入費(草刈機、替え刃、鎌など)</li> <li>・植生資材購入費(花苗、苗木、種代、肥料、防草シート、移植ごてなど)</li> <li>・機材リース・借り上げ費(トラック、重機(オペレーター付きは含んだもの))</li> <li>・鳥獣害防護柵の材料(支柱、メッシュ網、電牧柵など)</li> <li>・農村環境保全活動に係わる資材購入費(水質検査キット、タモなど)</li> <li>・燃料費(単独購入の場合)</li> <li>・啓発看板・掲示板の購入費用(部分的な製作外注も含む)</li> <li>・塗装費(錆止め塗料、上塗り塗料等)</li> </ul>
3	外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者等への外注費</li> <li>・事務の外注費(県土連や土地改良区などとの契約行為によるもの)</li> <li>・技術指導、研修会等のための外部から招く専門家等への謝金、謝礼(全て領収書が必要。構成員が指導者の場合は日当で対応すること。<b>お礼の品は不可。</b>)</li> </ul>
4	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地維持及び資源向上(共同)活動の目的に伴う先進地視察や研修に係る旅費(バス等借り上げ料含む)なお、<b>當農に関する視察は不可</b></li> <li>・会場使用料</li> <li>・<b>保険料(活動に係る傷害保険)</b></li> <li>・事務機器(パソコン、プリンター、デジカメ、USB等含む)</li> <li>・修理費(本交付金の活動で故障した際の修理費、部品代等)</li> <li>・事務用品(文房具、コピー用紙)</li> <li>・役員報酬及びアルバイト等への賃金</li> <li>・活動時の飲料(お茶・ジュース)(<b>アルコール類・ツマミ類は不可</b>)、図書券(子供への参加賞)などの費用</li> <li>・<b>弁当(午前、午後に活動がまたがり、弁当代の支出が認められる時(視察時等))</b></li> <li>・振込手数料(<b>返還金に伴う手数料は除く</b>)</li> <li>・上記(日当、購入・リース費、外注費)に分類できないもの</li> </ul>

注1) 購入又は長期リースした財産は、金銭出納簿の備考欄へ保管場所を記載すること。ただし、消耗品については、記載の必要はありません。

注2) 活動でのジュース、お茶等の購入は、「お茶代等」に統一して記載。

注3) 弁当(折り詰め類はダメ)は、お茶込みで1,000円以内が目安。

**注4) 記載にあたって疑義が生じた場合、速やかに市町村担当者へ相談してください。**

### 支出に当たっての留意点

#### ○日当

- ・日当の単価は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定して下さい。**決定した単価は、総会の場などを利用して、毎年構成員全員に周知して下さい。**

#### ○購入・リース費

- ・機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- ・購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還することから、適切な管理が求められます。

#### ○外注費

- ・本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。（外注の流れについては53ページ参照）
- ・外注を行う場合には、**3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行**に努めて下さい。

#### ○その他

- ・共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、**保険への加入を推奨**します。

### 交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農活動に必要な農業水利施設の運転経費</li> <li>・営農のための人工費、機械経費、資材等の購入費</li> </ul>
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用</li> <li>・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等</li> </ul>
3	他団体への寄付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体への寄付・助成</li> <li>・他団体の経常的運営に必要な経費</li> </ul>
4	他事業の地元負担への充当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業による施設整備・補修等の地元負担</li> </ul>
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費</li> </ul> <p>※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象とすることができる。</p>
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用</li> </ul>



## ■ 活動の実施・記録

資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外で区分せずに經理を行う場合

領収書に同じ日付(実際には記載しません)を記載します。

年度多面的機能支払交付金金額出納簿

構成員が立替払いを行ったものは、清算した日付を記載します。

5月20日	4 その他	お家購入
5月22日	1 日当	当(1,000円×10人)
6月10日	2 購入・ソース費	砂利購入費

領収書に記載した整理番号を

日付	分類	内 容	取入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	活動区分	領収書 番号	活動区分	備考
4月1日		前年度持越し	14,830円		14,830円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)			-
4月6日		解体費立替金(廃入)	20,000円		34,830円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)			-
5月20日	4.その他	会員繰入		3,000	34,830円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	4-1, 4-2	5月14日	立替254の 清算
5月25日	1.日当	日当(1,000円×10人)		10,000	32,830円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	1-2	5月15日	
6月10日	2.購入・リース費	砂利購入費		150,000	185,830円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	2-1	6月25日	
6月12日	2.購入・リース費	ハシゴ車・リース費		200,000	135,830円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	2-2	-	
6月20日		交付金の受け取り		55,000	130,330円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	-	-	
6月30日		解体費立替金(返却)		123,600	32,730円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	5-2	-	
7月28日		交付金の受け取り		2,572,600	2,550,630円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	1-6	10月15日	
10月29日	1.日当	日当(1,000円×25人)		25,000	2,525,630円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	2-4	11月6日	
11月6日	2.購入・リース費	コンクリート洗浄車販売		460,000	2,065,630円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	1-5	11月12日	
11月20日	1.日当	日当(1,000円×10人)		150,000	1,865,630円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	2-5	11月12日	
11月20日	2.購入・リース費	ハシゴ車・リース費		20,000	1,645,630円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	-	-	
12月15日		返還額の自己懲役		40,000	1,605,630円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	-	-	
12月20日	3.外注費	○弓道部(2工区)工事委託費		800,000	875,630円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	2-8	12月20日	
12月25日	-	返還額の支給		40,000	835,630円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	-	-	
2月1日		お慰		150	835,650円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	-	-	
		合 计		4,262,234	311,550円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	(印)		
		合 计		4,590,734	311,550円	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	(印)		
		支出手形別明細		金額	金額	資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	(印)		
	1. 日当			40,000		資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	(印)		
	2. 購入・リース等			316,500		資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	(印)		
	3. 外注費			365,600		資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	(印)		
	4. その他			346,734		資源回収(馬事会) 活動区分上(馬事会)	(印)		

38

### (3)財産管理台帳

#### (1)財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、土地改良区等（市町村を除く）の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けて下さい。）
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

#### (2)財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
- また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具についても、同様に財産管理台帳に整理が必要です。
- 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。

#### 財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。<sup>\*</sup>

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、市町村等にご確認下さい。

#### ○財産の処分制限期間の例

施 設	構 造	処分制限期間
水 路	コンクリート造のもの	17年、30年又は40年
農 道	コンクリート舗装	15年
	アスファルト舗装	10年
水路 ため池	ゲート、ポンプ、バルブ	7年又は17年
	防護柵(金属造のもの)	10年

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等の承認が必要となります。

(土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請を行う必要はありません。)

（様式第1—11号）

・市町村名を記入します。

・組織名を記入します

四

- ・工事費を記入して下さい。  
(調査費や事務費を除く。)

注 3：備考欄には、譲渡先、外注工事の場合には、先工事業者名等を記入する。  
注 4：備考欄の内容欄には、譲渡、交換、賃貸、受け付け、担保措置等別に記入すること。  
注 5：会後者の財産管理において必要となる事項について、適宜記入すること。

注 4：この書式により離い場合は、施分割限期間及び外の状況欄を含むものとします。  
注 5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとします。

「水路」や「農道」等、対象施設の名稱を記入すること。

## V 活動の報告

活動組織は、毎年度、活動計画書に定められている事項の実施状況を取りまとめ、市町村長に報告します。

### (1) 実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→43ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

複数集落から構成される活動組織については、必要に応じて「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び活動組織による活動報告確認票」を集落毎に取りまとめて下さい。

→47ページを参照(別記1-5様式第1号)

活動組織

### (2) 実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町村長に提出します。

- ・活動記録 →33ページを参照(様式第1-6号) ※ただし、農地維持活動のみ実施する活動組織は提出不要。
- ・金銭出納簿 →37,38ページを参照(様式第1-7号)
- ・その他必要な書類（点検記録簿、研修資料等） →提出資料は、市町村にお問い合わせ下さい。

市町村

### (3) 実施状況のとりまとめ確認

市町村は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

活動組織

### (4) 次年度の年度活動計画の策定

市町村が実施状況の確認に用いたチェックシートは、活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画（全体版）の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織は、活動開始から2年目及び4年目に、これらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。（自己評価の詳細については市町村にお問合せ下さい。）

実施状況報告書に添付し市町村に提出する資料と  
市町村が行う実施状況の確認の区分

	提出書類		実施状況の確認内容	
	金銭出納簿	活動記録	書類確認	現地確認
農地維持支払交付金	○		○	○
資源向上支払交付金(共同)	○	○	○	必要に応じて 実施
資源向上支払交付金(長寿命化)				活動期間中に 1回以上実施

- ※ 農地維持支払交付金については、市町村が事業計画に定められている農用地及び対象施設の保全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要(ただし、作成は必要。)です。
- ※ 上記書類以外には、点検記録簿や総会資料、研修資料、外注に伴う見積書や契約書、日当を支払うための出勤簿(出面表)等について、作成・保管が必要です。
- ※ 資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)の交付を受け、交付申請時に広域協定の認定書(広域活動組織の設立)又は登記事項証明書(組織のNPO法人化)を提出していない活動組織は、実施状況報告時にこれらを提出する必要があります。

(様式第1-8号)

## 平成30年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

○○市長 様

30

名 称	○○地域資源保全会
代表者氏名	農林 太郎 印

平成30年度の多面的機能支払交付金の実施状況について、報告します。

&lt;平成30年度収支実績 (平成31年3月31日現在)&gt;

金銭出納簿に基づき、当該年度の交付金の収入、支出実績を記入します。

## 1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く) [※1]

収入の部	項目	金額	備考
	1. 前年度からの持越額	148,900 円	
	2. 交付金(国費+地方費)	2,469,504 円	
	3. 利子等	40,100 円	
	合 計	2,658,504 円	

支出の部	項目	金額	備考
	1. 支出総額	2,546,004 円	
	2. 返還	40,000 円	
	3. 次年度への持越額	72,500 円	次年度4月の泥上げ活動に要する経費に充当
	合 計	2,658,504 円	

(注)支出の部「3. 次年度への持越」の備考欄には、持越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。

## 2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) [※1]

収入の部	項目	金額	備考
	1. 前年度からの持越額	0 円	
	2. 交付金(国費+地方費)	2,167,680 円	
	3. 利子等	50 円	
	合 計	2,167,730 円	

支出の部	項目	金額	備考
	1. 支出総額	1,923,730 円	
	2. 返還	0 円	
	3. 次年度への持越額	244,000 円	次年度5月の排水路の補修に要する経費に充当
	合 計	2,167,730 円	

(注1)支出の部「3. 次年度への持越額」の備考欄には、持越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。

(注2)向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)の平成25年度からの継続地区については、以下に「(3)向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)」の区分欄を設け、当該収支実績を記載する。

## 3. 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金) [※2]

収入の部	項目	金額	備考
	1. 前年度からの持越額	148,900 円	
	2. 交付金(国費+地方費)	4,637,184 円	
	3. 利子等	40,150 円	
	合 計	4,826,234 円	

支出の部	項目	金額	備考
	1. 支出総額	4,469,734 円	
	日当	1,777,234 円	
	購入・リース費	1,326,900 円	
	外注費	980,000 円	
	その他	385,600 円	
	2. 返還	40,000 円	
	3. 次年度への持越額	316,500 円	次年度4月の泥上げ活動、5月の排水路の補修に要する経費に充当
	合 計	4,826,234 円	

(※1)金銭出納簿を様式第1-7号(経理区分を1本化する場合)で作成する場合は、記入の必要はない。

(※2)金銭出納簿を資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の経理を区分して様式第1-7号で作成する場合は、記入の必要はない。

資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外の経理を区分して金銭出納簿を作成する場合には、3. は記載する必要はありません。

## 1. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

活動計画書に位置付けた項目にチェックを入れます。

＜該当する活動にチェック＞

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 農地維持支払 | <input checked="" type="checkbox"/> 地域資源の質的向上を図る共同活動 | [ <input checked="" type="checkbox"/> 多面的機能の増進を図る活動 ] |
| <input checked="" type="checkbox"/> 資源向上支払 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設の長寿命化のための活動    |   |
|  | <input type="checkbox"/> 地域資源保全プランの策定                | <input type="checkbox"/> 組織の広域化・体制強化                  |

「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目に

(1) 農地維持支払交付金 「○」を記入する。計画外の活動項目には「-」を記入します。

活動項目			計画	実施	備考
点検	農用地		○	○	
	施設(水路・農道・ため池)		○	○	
	年度活動計画の策定		○	○	研修は活動を開始後、早い段階で実施します。
	事務・組織運営の研修		○	●	平成30年度に実施予定
	①遊休農地発生防止のための保全管理		○	●	点検の結果、遊休農地が確認されなかつたため未実施
①遊休農地発生防止のための保全管理			○	●	点検の結果遊休農地化のおそれのある農地が無かつたため未実施 遊休農用地解消面積 a
地域資源の基礎的な保全活動	水路	②水路の泥上げ	○	○	
		③施設の適正管理	○	●	点検の結果、補修箇所等が確認されなかつたため未実施
		④異常気象時の対応	○	●	異常気象が発生しなかつたため未実施
		①路肩、法面の草刈り	○	○	
	農道	②側溝の泥上げ	○	○	
		③施設の適正管理	○	●	点検の結果、補修箇所等が確認されなかつたため未実施
		④異常気象時の対応	○	●	異常気象が発生しなかつたため未実施
		①ため池の草刈り	-	-	
	ため池	②ため池の泥上げ	-	-	「備考」欄:「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかつた理由を記入します。
		③付帯施設の適正管理	-	-	
		④異常気象時の対応	-	-	
	地域資源の適切な保全管理のための推進活動			○	10/25 検討会

(注1) 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。

「実施」欄: 対象外の活動項目には「-」を記入します。

○を記入する。

計画外の活動項目には「-」を記入する。

(注2)「実施」欄: 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「

要件未満の取組となった場合や実施しなかつた場合は「●」を記入する。

研修及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行った場合、その日付を記入する。また、備考欄に

「実施」欄: 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入します。

要件未満の取組となった場合や実施しなかつた場合は「●」を記入します。

※農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入します。

## (2) 資源向上支払交付金

「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。計画外の活動項目には「-」を記入します。

## ①地域資源の質的向上を図る共同活動

		活動項目	計画	実施	備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	農用地	○	○	
		施設(水路・農道・ため池)	○	○	
	年度活動計画の策定		○	○	
	実践活動	農用地 ①畦畔・農用地法面等の補修等 ②施設の補修等	○	○	
		水路 ①水路の補修等 ②付帯施設の補修等	○	○	
		農道 ①農道の補修等 ②付帯施設の補修等	○	●	診断の結果、破損箇所等が確認されなかったため未実施
		ため池 ①堤体の補修等 ②付帯施設の補修等	-	-	
	機能診断・補修技術等の研修		○	○	2/1 補修技術研修会
農村環境保全活動	計画策定	生態系保全	○	○	
		水質保全	○	○	
		景観形成・生活環境保全	-	-	
		水田貯留機能増進・地下水かん養	-	-	
		資源循環	-	-	
	啓発・普及		○	○	
	実践活動	生態系保全	○	○	生きもの調査
		水質保全	○	○	モニタリング
		景観形成・生活環境保全	-	-	
		水田貯留機能増進・地下水かん養	-	-	
	資源循環		-	-	
多面的機能の増進を図る活動	広報活動		-	-	
	その他		○	○	遊休農地の有効活用

(注1)資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。

(注2)「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。

計画外の活動項目には「-」を記入する。

(注3)「実施」欄:地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。

要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。

対象外の活動項目には「-」を記入する。

(注4)「備考」欄:「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。

当該年度、調査・設計や資材購入のみを実施した分の数量を記載します。

## ②施設の長寿命化のための活動

活動区分	活動内容	延べ数量[A]	計画	※活動計画書より転記	実績	計画の進捗	
			暫定数量	完成数量		累積完成数量[B]	進捗率[B]/[A] (%)
補修	水路の老朽化部分の補修	1.0 Km		0 Km	0 Km	0 Km	0%
更新等	素掘り水路からコンクリート水路への更新	0.8 Km		0.2 Km	0.2 Km	0.2 Km	25%
補修	農道路肩、農道法面の補修	2.5 Km		0.5 Km	0.5 Km	0.5 Km	20%

(注1)「計画」欄:活動計画書より転記する。活動区分は「補修」若しくは「更新等」から選択する。

(注2)「暫定数量」欄:調査・設計や資材購入のみを実施した分の数量を記入する。

「完成数量」欄:施工が完了した分の数量を記入する。

(注3)「累積完成数量」欄:活動計画に位置付けた延べ数量のうち、これまでの完成数量(当該年度分を含む)を記入する。

(注4)各「数量」欄:単位は「Km」又は「箇所」

活動計画書に位置付けた延べ数量のうち、これまでの完成数量(当該年度分を含む)を記載します。

当該年度における資源向上活動(長寿命化)に係る直営施工の実施の有無をチェックします。

いずれかをチェック

有  無

(注) 施設の長寿命化のための活動における直営施工の有無をチェックする。

## ③地域資源保全プランの策定

策定年月日	地域資源保全プランの提出	
	チェック	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>	認定・交付申請の際に提出済み
	<input type="checkbox"/>	今回提出

(注)策定した地域資源保全プランを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

農地・水保全管理支払交付金の制度を含め  
地域資源保全プランの作成を行ったことについて記載して下さい。  
※島根県内組織には該当なし。

## ④組織の広域化・体制強化

## ア. 広域活動組織の設立

設立年月日	広域協定の認定書の写しの提出	
	チェック	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>	採択・交付申請の際に提出済み
	<input type="checkbox"/>	今回提出

(注)広域協定の認定書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

農地・水保全管理支払交付金の制度を含め  
組織の広域化・体制強化を行ったことについて記載して下さい。

## イ. 特定非営利活動法人化

法人登記年月日	特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しの提出	
	チェック	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>	採択・交付申請の際に提出済み
	<input type="checkbox"/>	今回提出

(注)登記事項証明書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

## 2. 農地中間管理機構の借り受け

いずれかをチェック

 有  無

(注) 認定農用地内において農地中間管理機構が借り受けている農用地の有無をチェックする。

当該年度を通して、認定農用地内に「農地中間管理機構」が借り受けた農地の有無により判断してください。過年度からの継続保有地も含め、貸受、保有、受渡の全てが対象となります。

## 3. 総会又は運営委員会の実施時期

当該年度(4月1日～3月31日)中に実施した総会等の日の日を記載してください。  
(平成28年度以前は、当該年度の実施状況報告書提出前の総会等の報告でした。)

下記のとおり総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

課税事業者に該当する場合、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。  
※島根県内組織には該当なし。

## 4. 消費税に係る課税事業者の該当の有無

 課税事業者に該当

(注) 前々年度の課税売上高が1,000万円を超えた場合、または、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択し、消費税に係る課税事業者となつた場合にチェックを記入する。

管理協定組織で参加集落毎に「計画」・「実施」・「報告」する場合は、作成が必要です。  
※運営委員会で全て把握している場合は、省略できます。

(別記1-5様式第1号)

平成29年度 多面的機能支払交付金に係る  
実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票(A集落)

参加集落 (活動組織)	実施計画	策定日	平成29年4月2日	策定者	A集落 農林 太郎		
		【1. 農地維持支払(地域資源の基礎的保全活動)】 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、実施予定期を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。(研修等、運営委員会が一括して行う場合も「-」を記入する。以下同じ。) 【2. 資源向上支払(施設の軽微な補修)】 当該年度に実施する活動内容及び実施数量を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。					
運営委員会	活動報告	報告日	平成30年3月20日	報告者	A集落 農林 太郎		
		【1. 農地維持支払 2. 資源向上支払(施設の軽微な補修)】 活動を実施した場合は、活動報告欄に「○」を記入 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「●」を記入 計画外は「-」を記入する。					
運営委員会	活動報告の確認	確認日	平成30年3月25日	確認者	○○運営委員会 吉田 ○雄		
		①運営委員会は参加集落(活動組織)から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②必要に応じて現地確認を行い、現地確認を行った場合は、その旨を備考欄に記載する。 ③未実施理由の記述が適正な場合には、「○」を記入する。					
		実施計画欄及び活動報告欄は、参加集落が記入します。				活動報告の確認欄は、運営委員会が記入します。	
		は、活動を適正に実施するよ					

## 1. 農地維持支払交付金(地域資源の基礎的な保全活動)

地域資源の基礎的な保全活動	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認 (運営委員会記入)	備考
		実施予定期	未実施理由				
地域資源の基礎的な保全活動	点検	農用地	○ 4月	○		○	
		施設(水路・農道・ため池)	○ 4月	○		○	
	年度活動計画の策定		○ 4月	○		○	
	事務・組織運営の研修	○ 平成29年度～平成33年度	●	平成30年度実施予定		○	
	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理 【遊休農地解消面積】	○ 7月、11月 a	● a		○	
		畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	○ 6月、7月、8月	○		○	
		施設の適正管理	○	○		○	
		異常気象時の対応	○	●	異常気象が発生しなかつたため未実施	○	
	水路	水路の草刈り	○ 6月、7月、8月	○		○	
		水路の泥上げ	○ 4月	○		○	
		施設の適正管理	○	○		○	
		異常気象時の対応	○	●	異常気象が発生しなかつたため未実施	○	
	農道	路肩、法面の草刈り	○ 6月、7月、8月	○		○	
		側溝の泥上げ	○ 4月	○		○	
		施設の適正管理	○	○		○	
		異常気象時の対応	○	●	異常気象が発生しなかつたため未実施	○	
	ため池	ため池の草刈り	—	—		—	
		ため池の泥上げ	—	—		—	
		附帯施設の適正管理	—	—		—	
		異常気象時の対応	—	—		—	

## 2. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動・施設の軽微な補修)

活動項目			実施計画		活動報告		活動報告の確認 (運営委員会記入)	備考
			実施予定期	未実施理由				
機能診断・ 計画策定	農用地	農用地	○	4月	○		○	
		施設(水路・農道・ため池)	○	4月	○		○	
	年度活動計画の策定		○	4月	○		○	
	農用地	畦畔・農用地法面等 の補修等	○		○		○	
		施設の補修等	○		○		○	
	水路	水路の補修等	○		○		○	
		附帯施設の補修等	○		○		○	
	農道	農道の補修等	○		○		○	
		附帯施設の補修等	○		●	診断の結果、破損箇所等が 確認されなかったため未実施	○	
	ため池	堤体の補修等	—		—		—	
		附帯施設の補修等	—		—		—	
機能診断・補修技術等の研修			○	平成29年度～ 平成33年度	○	2/1 補修技術研修会	○	

実施計画欄及び活動報告欄は、参加集  
落が記入します。

活動報告の確認欄は、運営委員会が記入  
します。

## VI 地域資源保全管理構想

「地域資源保全管理構想」の具体的な記載内容としては、人・農地プランや市町村が定めるビジョン等で整理された農業振興や担い手の育成・確保の方向を踏まえ、話し合いを深めて作成します。

構想は、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の成果を踏まえ、5年間の活動期間の最終年度までに、今後の目指すべき保全管理の姿やこの姿の実現に向けた活動・方策について取りまとめてください。

### (1) 話し合いの場の設定

- まずは、入り作農家を含めた農業者と土地持ち非農家を中心とした検討会を行います。
- その際、役員だけではなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
- また、できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定します。
- 進行役と発言要旨を記録する担当者をあらかじめ決めておきます。

### (2) 資料の準備

- 議論の土台として、活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容について資料として配布し周知します。保全対象施設の位置図や一覧表も準備しておきます。
- また、これまでの推進活動において検討会や意向調査等を実施している場合、それらの資料を準備します。
- 人・農地プランや市町村が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考になります。

### (3) 課題の抽出

- 用意した資料を参考に、地域資源の保全管理を取り巻く状況やこれまで行った意向調査等の結果を踏まえ、地域における共同活動でどのような課題（施設の状態、作業体制、活動内容、年齢構成等）があるのかを参加者から発言してもらい、構想作成から5年程度を見通して想定される課題について議論し取りまとめます。

### (4) 課題解決に向け取り組むべき活動・方策の検討

- 課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
- 検討の方向性を決める際の参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施します。
- 取り組むべき活動・方策が決まったら、「地域資源保全管理構想」の案を取りまとめ、組織の総会等において構成員の合意を得ます。

(別添)

## ○○○○地域資源保全管理構想

(○年○月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設  
(1) 農用地

田	a
畑	a
草地	a

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設  
保全管理する「農用地」「水路等施設」「防護柵等施設」の数量をそれぞれ記載してください。  
※「ため池」など保全管理する施設がない場合は、削除または数量を「一」等で表示してください。

## (2) 水路、農道、ため池

水路	km	(開水路	km	パイプライン	km)
農道	km				
ため池	箇所				

## (3) その他施設等

鳥獣害防止施設	箇所
防風林	箇所
防風ネット	箇所
その他	箇所
( )	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動  
農用地等施設の保全管理する「回数」「実施時期」を記載してください。  
※「ため池」など保全管理する施設がない場合は、削除または斜線を引いてください。

## 2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

## (1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	回	(	月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	回	(	月)
・畦畔・農用地法面の草刈	毎年	回	(	月)
・異常気象時の見回り			洪水、台風、地震等の発生後	
・異常気象後の応急処置			見回り後、必要に応じて実施時期を決定	

## (2) 水路、農道、ため池について行う活動

## 1) 水路

・水路の草刈	毎年	回	(	月)
・水路の泥上げ	毎年	回	(	月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油等)	毎年	回	(	月)
・異常気象時の見回り			洪水、台風、地震等の発生後	
・異常気象後の応急処置			見回り後、必要に応じて実施時期を決定	

## 2) 農道

・路肩、法面の草刈	毎年	回	(	月)
・側溝の泥上げ	毎年	回	(	月)
・施設の適正管理(農道の路面維持等)			点検の結果に応じて実施時期を決定	
・異常気象時の見回り			洪水、台風、地震等の発生後	
・異常気象後の応急処置			見回り後、必要に応じて実施時期を決定	

## 3) ため池

・ため池の草刈	毎年	回	(	月)
・ため池の泥上げ			点検の結果に応じて実施時期を決定	
・施設の適正管理(かんがい期前の清掃等)			点検の結果に応じて実施時期を決定	
・異常気象時の見回り			洪水、台風、地震等の発生後	
・異常気象後の応急処置			見回り後、必要に応じて実施時期を決定	

## (3) その他施設について行う活動

・鳥獣害防護柵の適正管理	毎年	回	(	月)
・防風林の枝払い	毎年	回	(	月)
・防風ネットの適正管理	毎年	回	(	月)
・その他				
( )		毎年	回	( )

### 3. 地域の共同活動の実施体制

#### (1)組織の構成員、意思決定方法

・組織の構成員は別紙のとおりとする。

・意思決定は総会(運営委員会)により行う。

### 3. 地域の共同活動の実施体制

構成員及び意思決定の方法、保全管理する活動の主体を明記してください。

※「ため池」など保全管理する施設がない場合は、削除または斜線を引いてください。

#### (2)構成員の役割分担

構成員区分	農業者(　担い手　)	農業者(　担い手以外　)	土地持ち非農家	地域住民	その他(　)
活動項目					
<b>①農用地について行う活動</b>					
・遊休農地等の発生状況の把握					
・遊休農地発生防止のための保全活動					
・畦畔・農用地法面の草刈	<input type="checkbox"/>				
・異常気象時の見回り	<input type="checkbox"/>				
・異常気象後の応急処置	<input type="checkbox"/>				
<b>②水路、農道、ため池について行う活動</b>					
1) 水路					
・水路の草刈	<input type="checkbox"/>				
・水路の泥上げ	<input type="checkbox"/>				
・施設の適正管理(かんがい期前の注油等)	<input type="checkbox"/>				
・異常気象時の見回り	<input type="checkbox"/>				
・異常気象後の応急処置	<input type="checkbox"/>				
2) 農道					
・路肩、法面の草刈	<input type="checkbox"/>				
・側溝の泥上げ	<input type="checkbox"/>				
・施設の適正管理(農道の路面維持等)	<input type="checkbox"/>				
・異常気象時の見回り	<input type="checkbox"/>				
・異常気象後の応急処置	<input type="checkbox"/>				
3) ため池					
・ため池の草刈	<input type="checkbox"/>				
・ため池の泥上げ	<input type="checkbox"/>				
・施設の適正管理(かんがい期前の清掃等)	<input type="checkbox"/>				
・異常気象時の見回り	<input type="checkbox"/>				
・異常気象後の応急処置	<input type="checkbox"/>				
<b>③その他施設について行う活動</b>					
・鳥獣害防護柵の適正管理	<input type="checkbox"/>				
・防風林の枝払い	<input type="checkbox"/>				
・防風ネットの適正管理	<input type="checkbox"/>				
・その他					
( )	<input type="checkbox"/>				

## 4. 地域農業の担い手の育成・確保

### (1) 担い手農家の育成・確保

#### 【現状】

##### 【現状:記載例】

- ・平成〇〇年における認定農業者数は、家族経営〇〇経営体、法人経営〇〇経営体。
- ・認定農業者への農業継続意向調査によると、「経営の継続が困難」と考えている農業者が〇名おり、このままでは5年後には〇〇経営体となることが見込まれる。

#### 【目標】

##### 【目標:記載例】

- ・〇〇の施策の活用や〇〇の取組により認定農業者、新規就農者の育成・確保に努めることとし、〇〇年度において〇〇経営体（うち法人〇〇経営体）とすることを目標とする。
- ・法人化を進め、平成〇〇年までに新たに〇〇法人の設立を目指す。
- ・〇〇集落では、平成〇〇年までに、集落の全ての農家が参画した集落営農の組織化により〇〇作業の共同化を目指す。

### (2) 農地の利用集積

#### 【現状】

##### 【現状:記載例】

- ・担い手への農地集積率が〇割と低位にとどまっている。
- ・担い手への農地集積率は〇割であるが、農地が分散している状況。

#### 【目標】

##### 【目標:記載例】

- ・農地中間管理機構と市、JA が連携して話し合いを進め、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし、平成〇〇年における担い手集積率〇%を目指す。
- ・併せて〇〇事業を活用した農地の畦畔除去による大区画化を図ることにより、担い手農家への農地集積と経営規模拡大に対応。

## 5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

### 【今後の課題】

#### 【今後の課題:記載例】

- ・過疎化や高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動を前提としていた施設の維持管理が困難となっている。
- ・集落内には小規模農家、兼業農家しかいない。
- ・構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっている。
- ・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念される。
- ・ほ場整備事業の完了から〇〇年が経過し、水路等の施設の老朽化が顕著となっている。
- ・集落機能の低下とともに、農村の自然環境に関する意識が薄れており、豊かな生態系が失われることが危惧される。

### 【目指すべき姿】

#### 【今後の課題:記載例】

- ・地域住民を巻き込んだ施設の維持管理体制を構築するため、地域住民とのコミュニケーションを深める必要がある。
- ・隣接する〇〇集落の大規模法人に集積して地域の農業、農地を維持するとともに、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に基づき地域資源を保全管理する必要がある。
- ・少ない人数で効率的に保全活動を行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。
- ・耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。
- ・施設の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・地域の自然環境を保全するため、〇〇等と連携した〇〇活動を行う必要がある。

### 【取組むべき活動等】

#### 【取組むべき活動等:記載例】

- ・3の(2)の役割分担に基づき地域資源の保全管理を図る。
- ・地域資源の保全管理体制の強化に向け活動組織の広域化を進める(NPO 法人化を図る)とともに、これに併せて〇〇活動の担い手として〇〇団体の参画を得ることとする。
- ・農地を保全するための農地周辺部における活動として新たに〇〇の駆除に取り組むこととする。
- ・遊休農地を活用し〇〇を栽培することで、農地の保全を図るとともに、観光資源や地域特産品として活用する。
- ・年に〇回、町の広報誌に保全活動の紹介記事を掲載し、地域を守る取組の魅力を情報発信する。
- ・地域の生態系の保全に資する〇〇活動について、〇〇を活用して積極的にPRすることにより、地域住民の参画を促す。
- ・植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していない方に水路や農道等の施設の保全活動への参加を促す。
- ・学校教育と連携し、子供たちに農業用施設の役割や保全管理の重要性について学び理解を深めてもらう。
- ・保全管理の省力化に向け、草刈作業については〇〇農業法人が所有するモアを用いて実施する。

## VII 工事等外注の流れ

工事等を外注する際は、交付金を有効活用する観点や透明性の確保などから、複数見積り等によって安価な業者を選定します。なお、金額によらない選定の場合は、その旨の適正な理由が必要です。

また、選定した業者と書面による契約を交わすことが重要です。

工事が完了した際は、現場で施工数量の確認を必ず行って、その数量を活動記録の備考欄へ記載をお願いします。

### 委託の流れ

1. 現地で複数の見積業者へ施工方法などの説明を行ってください。

・・・現場説明

※見積り業者から【指名停止に関する申立書】を求めてください。

※見積業者の数は、市町村へ確認してください。

2. 複数の見積書の内容を確認後、業者を決定し、契約書（書面）で契約を交わしてください。

3. 工事内容、工期など契約書の内容に変更が生じた場合は、変更契約が必要です。

4. 工事完了後、施工業者からの完了届、施工業者が整理した写真整理帳の提出を受けて、現地で施工数量などを確認してください。

・・・完了検査

5. 請求書の内容を確認後、適正であれば支払ってください。

※振込手数料は工事費とは別で交付金から支出してください（請求と領収が同額となるように）

### 留意事項等

1. 契約書の発注者は、正式な組織名で行ってください。

2. 契約の変更が生じた場合は、変更契約をして変更内容がわかる資料の整理が必要です。

3. 現場での工事完了の確認の際は、必ず、工事の起終点がわかるようにマークをし、その起終点間の数量が契約の数量と一致しているか確認してください。

4. 請求書の金額が適正であるかを確認した上で、業者へ工事代金を支払ってください。

※請求書に「工事一式」だけの記載では、請求金額が適正であるかが確認できません。

# VIII 島根県地域活動指針

## ○取組活動対応表

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 1 農地維持活動                   | ・・・ P55 |
| 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動） | ・・・ P56 |
| 3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）    | ・・・ P58 |

## ○島根県地域活動指針

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 1 農地維持活動                   | ・・・ P59 |
| 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動） | ・・・ P65 |
| 3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）    | ・・・ P85 |

## 取組活動対応表

### 1 農地維持活動

活動項目		取組	取組番号	
点検	農用地	遊休農地等の発生状況の把握	1	
	施設(水路・農道・ため池)	施設の点検	2	
	年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	3	
	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	4	
		畦畔・農用地法面・防風林等の保全管理	5	
		防風林の枝払い・下草の草刈り	6	
		鳥獣害防護柵等の適正管理	7	
		防風ネットの適正管理	8	
		異常気象時の対応	9	
		異常気象後の見回り	10	
地域資源の基礎的な保全活動	実践活動	水路の草刈り	11	
		ポンプ場、調整施設等の草刈り	12	
		水路の泥上げ	13	
		ポンプ吸水槽等の泥上げ	14	
		かんがい期前の注油	15	
		ゲート類等の保守管理	16	
		遮光施設の適正管理	17	
		異常気象時の対応	18	
		異常気象後の見回り	19	
		異常気象後の応急措置		
農道	農道	路肩・法面の草刈り	20	
		側溝の泥上げ	21	
		施設の適正管理	22	
		異常気象時の対応	23	
		異常気象後の見回り	24	
		ため池の草刈り	25	
		ため池の泥上げ	26	
		かんがい期前の施設の清掃・防塵	27	
		管理道路の管理	28	
		遮光施設の適正管理	29	
ため池	ため池	ゲートの保類守管理	30	
		異常気象時の対応	31	
		異常気象後の見回り	32	
		異常気象後の応急措置		
		事務・組織運営等の研修	33	
		活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修		
		農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催	34	
		農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	35	
		不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	36	
		地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	37	
地域資源の適切な保全管理のための推進活動		地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	38	
		有識者等による研修会、有識者を交えた検討会	39	

## 2 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)

活動項目		取組	取組番号	
機能診断・計画策定	農用地	施設の機能診断	101	
		診断結果の記録管理	102	
	施設(水路・農道・ため池)	施設の機能診断	103	
		診断結果の記録管理	104	
	年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	105	
	農用地	畦畔の再構築	106	
		農用地法面の初期補修	107	
		農用地進入路の適正管理	108	
		暗渠施設の清掃	109	
		農用地の除れき	110	
実践活動		鳥獣害防護柵の補修・設置	111	
		防風ネットの補修	112	
		きめ細やかな雑草対策	113	
		きめ細やかな遊休農地発生防止のための保全管理	114	
		牧柵の補修・設置	115	
		雑用水施設(牛馬の水飲み場)の補修・設置	116	
水路	水路側壁のはらみ修正	117		
	目地詰め	118		
	表面劣化に対するコーティング等	119		
	不同沈下に対する早期対応	120		
	側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修	121		
	水路に付着した藻等の除去	122		
	水路法面の初期補修	123		
	破損施設の補修	124		
	きめ細やかな雑草対策	125		
	パイプラインの破損施設の補修	126		
農道	農道	パイプ内の清掃	127	
		配水操作	128	
		給水栓ボックス基礎部の補強	129	
		破損施設の補修	130	
		給水栓に対する凍結防止対策	131	
		空気弁等への腐食防止剤の塗布等	132	
		遮光施設の補修等	133	
		安全施設の補修等	134	
		路肩、法面の初期補修	135	
		軌道等の運搬施設の維持補修	136	
ため池	農道の補修等	破損施設の補修	137	
		きめ細やかな雑草対策	138	
		側溝の目地詰め	139	
		側溝の不同沈下への早期対応	140	
		側溝の裏込材の充填	141	
	附帯施設の補修等	破損施設の補修	142	
		安全施設の補修等	143	
		遮水シートの補修	144	
		コンクリート構造物の目地詰め	145	
		コンクリート構造物の表面劣化への対応	146	
機能診断・補修技術等の研修	堤体の補修等	堤体侵食の早期補修	147	
		破損施設の補修	148	
		きめ細やかな雑草対策	149	
		破損施設の補修	150	
		遮光施設の補修等	151	
	附帯施設の補修等	安全施設の補修等	152	
		対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修	153	
		老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修	154	
		農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	155	

活動項目		取組	取組番号	
農村環境保全活動 計画策定	生態系保全	生物多様性保全計画の策定	156	
	水質保全	水質保全計画の策定	157	
	景観形成・生活環境保全	農地の保全に係る計画の策定	158	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	景観形成・生活環境保全計画の策定	159	
	資源循環	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定	160	
		地下水かん養に係る地域計画の策定	161	
		資源循環に係る地域計画の策定	162	
	啓発・普及		広報活動(パンフレット等の作成・頒布、看板設置等)	163
		啓発活動(有識者の指導、勉強会等)	164	
		地域住民等との交流活動	165	
実践活動	生態系保全		学校教育等との連携	166
		行政機関等との連携	167	
		地域内の規制等の取り決め	168	
	水質保全		生物の生息状況の把握	169
		生物多様性保全に配慮した施設の適正管理	170	
		水田を活用した生息環境の提供	171	
		生物の生活史を考慮した適正管理	172	
		放流・植栽を通じた在来生物の育成	173	
		外来種の駆除	174	
		希少種の監視	175	
多面的機能の増進を図る活動	景観形成・生活環境保全		水質保全を考慮した施設の適正管理	176
		水田からの排水(濁水)管理	177	
		循環かんがいの実施	178	
		非かんがい期における通水	179	
		水質モニタリングの実施・記録管理	180	
		排水路沿いの林地帯等の適正管理	181	
		沈砂池の適正管理	182	
		土壤流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	183	
		管理作業の省力化による水資源の保全	184	
		農業用水の地域用水としての利用・管理	185	
多様な主体の参画を促進するための活動	水田貯留機能増進・地下水かん養		景観形成のための施設への植栽等	186
		農用地等を活用した景観形成活動	187	
		伝統的施設や農法の保全・実施	188	
		農用地から風塵の防止活動	189	
		施設等の定期的な巡回点検・清掃	190	
	資源循環		水田の貯留機能向上活動	191
		水田の地下水かん養機能向上活動	192	
		水源かん養林の保全	193	
		地域資源の活用・資源循環のための活動	194	
		遊休農地の有効活用	195	

### 3 資源向上活動(施設の長寿命化のための活動) 対象施設、対象活動の項目

活動区分	対象施設	補修	活動内容	取組番号	更新等	取組番号
水路(開 水路、パイ プライン)	水路本体	□水路の破損部分の補修	301 □素掘り水路からコンクリート水路への更新	305		
		□水路の老朽化部分の補修	302 □水路の更新	306		
		□水路側壁の嵩上げ	303 □開水路からパイプラインへの更新	307		
	附帯施設	□U字フリューム等既設水路の再敷設	304			
		□集水栓、分水栓の補修	308 □ゲート、ポンプの更新	314		
		□ゲート、ポンプの補修	309 □安全施設の設置	315		
		□安全施設の補修	310 □制水弁・空気弁等の更新	316		
		□取水施設の補修	311			
		□制水弁・空気弁等の補修	312			
		□水路法面の補修	313			
農道	農道本体	□農道路肩、農道法面の補修	317 □未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)	320		
		□舗装の打ち替え(一部)	318 □橋梁の更新	321		
		□橋梁の補修	319			
	附帯施設	□農道側溝の補修	322 □側溝蓋の設置	323		
		□洗掘箇所の補修	325 □土側溝をコンクリート側溝に更新	324		
		□漏水個所の補修	326			
		□ため池の浚渫	327			
		□取水施設の補修	329 □ゲート、バルブの更新	332		
		□洪水吐の補修	330 □安全施設の設置	333		
		□安全施設の補修	331			
ため池	農地に 係る 施設	□暗渠排水、排水口の補修	334 □給水施設(栓)の設置	339		
		□給水施設(栓)の補修	335 □客土	340		
		□進入路等の補修	336 □進入路等の更新	341		
		□牧柵の補修	337 □草刈り用の小段設置	342		
		□スプリンクラーの補修	338 □スプリンクラーの更新	343		

## (1) 地域資源の基礎的な保全活動

# 島根県地域活動指針

## 1 農地維持活動

活動項目	取組番号	活動内容	具体的な活動例	活動要件
1	【農用地】 □遊休農地等の発生状況の把握	・活動計画に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。	・遊休農地の発生状況を確認し、図面等に1筆単位で記録します。発生がなければ旨を記載します。	活動計画に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を <b>毎年度実施</b> する。
点検	【水路(開水路、パイプライン) □施設の点検	・活動計画に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。 ・活動計画に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。 ・かんかん期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。	・水路や取水・排水施設、ポンプ場などの土砂やゴミの堆積状況について現地確認し、記録します。 ・パイプラインの吸水槽、貯水槽などの泥やゴミの堆積状況を現地確認し、記録します。	
2	【農道】 □施設の点検	・活動計画に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。	・路面状況、側溝の泥やゴミの堆積状況等を現地確認し記録します。	
点検	【ため池(管理道路含む) □施設の点検	・活動計画に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)、管理道路の状況(側溝のゴミの投棄状況含む)を確認すること。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行ふこと。	・ゴミや泥の堆積状況、堤体や貯水面、斜面、底面、余水吐、管理道路などの状況について現地確認し、記録します。	
3	年度活動計画 の策定	・活動計画策定	・点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	点検結果を踏まえて、実践活動に關する年度計画を <b>毎年度策定</b> する。

## (1) 地域資源の基礎的な保全活動

### 1 農地維持活動

地域活動指針		活動内容		具体的な活動例	活動要件
活動項目	取組番号	取組	取組		
農用地 実践活動	遊休農地 遊休農地のための保全管理	4 □遊休農地発生防止のための保全管理	・農地の草刈り等や害虫駆除を行ない、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。	・認定農用地内に雑草が繁茂し遊休農地にならないよう草刈りや害虫駆除を行い農地を保全管理します。	活動計画に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を <b>毎年度実施</b> する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。
	畦畔・農用地 法面・防風林 等の保全管理	5 □畦畔・農用地法面等の保全管理	・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないよう除草することは、除草活動後の草丈やその周辺部に適正に処理します。草刈りは、雑草の草丈が高くなると草刈機による作業効率が落ちるため草丈の低い時期に行います。水田側から畦畔中央部に向かって草を刈ると刈り草が水田に落ちるのを防ぐことが出来ます。	・農用地の維持や病害虫発生低減等のために畦畔・農地法面やその周辺部の草刈りや除草を行い、刈り取った草は農作業や通行の支障にならないよう、適正に処理しておきます。草刈りは、雑草の草丈が高くなると草刈機による作業効率が落ちるため草丈の低い時期に行います。水田側から畦畔中央部に向かって草を刈ると刈り草が水田に落ちるのを防ぐことが出来ます。	
	防風林 等の保全管理	6 □防風林の枝払い・下草の草刈り	・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草丈等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に在置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。また、ほ場隣接の防風林において倒木や倒木の恐れのある樹木がある場合は、必要に応じて伐倒、駆除や新たに植栽、育樹を適切に行なうこと。	・枝払いや剪定等を行なう場合は、樹高と側枝の調整を図り、その後の伸長により、防風機能が必要な時期に理想的な密閉度を確保することが大切です。 ・病害虫の発生を低減するために必要に応じて下草の草刈り等を行なうことも大切です。	・設置されている防風ネットの周辺の下草刈りや倒木処理を行なうとともに未使用時には取り外すようにします。また、ネットの取り付け部分には力がかかるため、適正な取付金具を使用します。
	施設の適正 管理	7 □鳥獣害防護柵等の適正管理	・鳥獣被害防止のための防護柵等の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行なうこと。	・設置されている防風ネットの周辺の下草刈りや破損箇所の修繕を行なう場合には取り外すようにします。また、ネットの取り付け部分には力がかかるため、適正な取付金具を使用します。	・洪水等異常気象後に水田内にごみ等が流れてしまいかねどに見回りを行い、状況を把握します。記録は、保管しておきます。
	異常気象時 の対応	9 □異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まつた後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。	・見回りの結果、畦畔や法面等が崩れるなど支障が生じている場合、必要に応じて応急措置を行なうこと。	・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行ないます。

## (1) 地域資源の基礎的な保全活動

### 1 農地維持活動

地域活動指針		活動内容		具体的な活動例	活動要件
活動項目	取組番号	取組			
水路の草刈り	11	□水路の草刈り	・通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようになります。	・病害虫発生低減等のために、水路方面やその周辺部の草刈りや除草を行い、刈った草が水路に落ちたり農作業、通行の支障や地城住民の迷惑にならないよう適切に処理しておきます。	
水路の草刈り	12	□ポンプ場、調整施設等の草刈り	・活動計画に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲用水施設等のパイプライン附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・通水能力の維持や病害虫発生低減等のために、ポンプ場、調整池やその周辺部の草刈りや除草を行い、刈った草が調整池に落ちたり農作業、通行の支障や地城住民の迷惑にならないよう適切に処理しておきます。	
水路(開水路、パイプ)の泥上げ	13	□水路の泥上げ	・活動計画に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・水路の通水機能を維持するために堆積している土砂などの泥上げ作業を行ないます。泥上げた土砂は農作業や通行の支障にならないよう適切に処理します。また、決められた集積場所に処理をする場合でも地城住民に迷惑がかかるないようにしておきます。	
水路(開水路、パイプ)の泥上げ	14	□ポンプ吸水槽等の泥上げ	・活動計画に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・ポンプ機能を維持するため吸水層などに溜まった土砂などの泥上げ作業を行ないます。泥上げた土砂は農作業や通行の支障にならないよう適切に処理します。また、決められた集積場所に処理をする場合でも地城住民に迷惑がかかるないようにしておきます。	
実践活動	15	□かんがい期前の注油	・活動計画に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。	・かんがい期前に制水弁などについて定期的な注油(グリース等)を行ないます。	
施設の適正管理	16	□ゲート類等の保守管理	・腐食等による劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。	・ゲート・水門などがある場合、腐食や劣化を防ぐために再塗装や必要な修理を行い、長持ちさせます。また、非かんがい期にはゲートを取り外して屋内に保管したり、ビニールなどで被覆したりするのも有効な方法です。	
	17	□遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やカムがし施設の損傷等を防止するためには設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行なう等適正な管理を行なうこと。	・アオコによる通水障害やカムがし施設の損傷等の恐れがある場合には、必要に応じて遮光施設を設けたり、遮光施設の簡易補修を行ないます。	

## (1) 地域資源の基礎的な保全活動

### 1 農地維持活動

地域活動指針		活動内容		具体的な活動例	活動要件
活動項目	取組番号	取組			
水路(開水路。ハブイン)異常気象時の対応	18	□異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。 ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に十分に安全を確認した上で、地上部のハイブライン附帯施設(ポンプ場、調整施設等)の見回りを行い、施設状況を把握すること。	・洪水等異常気象後に水路やゲートに流木やゴミが流れで詰まつたりしていないか、取水口へ土砂が堆積して取水を阻害していないか、水路の法面が崩れていなか、などについて見回りを行い、状況を把握します。記録は、保管します。	
水路(開水路。ハブイン)異常気象時の対応	19	□異常気象後の応急措置	・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 ・異常気象等後の見回りの結果、ハイブライ-及び耐候施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行ふこと。	・見回りの結果、水路の埋塞や破損、法面崩壊など支障が生じている場合、必要に応じて応急措置を行ないます。	
農道	20	□路肩・法面の草刈り	・活動計画に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・農道の草刈り、除草又は枝払いを行ふこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
側溝の泥上げ	21	□側溝の泥上げ	・活動計画に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通行機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・農道の側溝の通水機能を維持するために、堆積した土砂の泥上げを行ないます。泥上げした土砂は農作業や通行の支障にならないよう泥上げする場合、泥上げられた集積場所に処理する場合でも、地域に迷惑がかかるないようにしておきます。	
施設の適正管理	22	□路面の維持	・活動計画に位置付けた農道への砂利の補充を行ふ等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。	・活動計画に位置付けた農道の路面に雨水がたまつたり、通行の障害になるような凹凸が生じている場合は、砂利の補充を行ふ等の対策により、適切に保全管理します。	
異常気象時の対応	23	□異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。	・洪水等異常気象後に側溝に土砂やゴミが流れいで詰まつたりしていないか、道路面や山際法面が崩れていなかなどについて見回りを行い、状況を把握します。記録は、保管します。	
実践活動	24	□異常気象後の応急措置	・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	・見回りの結果、側溝の土砂堆積や破損、法面崩壊など支障が生じている場合、必要に応じて応急措置を行ないます。	

## (1) 地域資源の基礎的な保全活動

### 1 農地維持活動

活動項目	地域活動指針		活動内容	具体的な活動例	活動要件
	取組番号	取組			
ため池の草刈り	25	□ため池の草刈り	・活動計画に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った草場に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・病害虫発生低減のために、ため池やその周りで草刈りや除草を行い、刈った草が池に落ちたり、農作業・通行の支障や地域住民の迷惑にならないよう適切に処理しておきます。	
ため池の泥上げ	26	□ため池の泥上げ	・活動計画に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・ため池の貯水機能を維持するために堆積している土砂などの泥上げ作業を行ないます。泥上げした土砂は、水切り等を行なってから、農作業や通行の支障にならないように適切に処理します。また、決められた集種場にて処理する場合でも地城住民に迷惑がかかるないようにしておきます。	
ため池の泥上げ	27	□かんがい期前の施設の清掃・防塵	・活動計画に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行なうこと。この際には、泥上げや斜樋、貯水池及び配水等機能に障害が生じないようにすること。	・かんがい期前に余水吐や斜樋、底樋などの施設を清掃、泥取りし、貯水や配水する機能を保全します。	
ため池管理道路の管理	28	□管理道路の管理	・活動計画に位置付けたため池の管理道路を補修・草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。	・管理道路の通行機能を維持するために、草刈りや側溝の泥上げ、路面の補修などを行ないます。	
ため池管理道路含む)附帯施設の適正管理	29	□遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するためには設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行なう等適正な管理を行うこと。	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等の恐れがある場合には、必要に応じて遮光施設を設けたり、遮光施設の簡易補修を行ないます。	
ため池管理道路含む)	30	□ゲート類の保守管理	・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい湖の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細かな管理を行なうこと。	・斜樋・底樋のゲートやハルプ類については、腐食や劣化を防ぐために補修塗装や点検等の修理を行い、長持ちさせます。また、非かんがい期にはハルプなどを取り外して屋内に保管したり、ビニールなどで被覆したりするのも有効な方法です。	
異常気象時の対応	31	□異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まつた後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び附帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。	・洪水等異常気象後に、堤体の漏水・沈下・ひび割れ状況や周辺の法面の崩れ、施設の破損状況、倒木等の流入状況などについて見回りを行い、状況を把握します。特に、地震後には入念な点検・確認が必要です。記録は、保管します。	
	32	□異常気象後の応急措置	・異常気象等の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	・見回りの結果、堤体・取水施設の破損や周辺法面が崩れるなど支障が生じている場合、必要に応じて応急措置を行ないます。	

## (1) 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針		活動内容		具体的な活動例		活動要件	
活動項目	取組番号	取組					
研修 事務・組織運営等の 研修	33	<input type="checkbox"/> 活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修	・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修を行うこと。	・地域協議会等が開催する各種の研修会に参加し、研修会で習得した内容を構成員に伝え、組織運営の円滑化を図ります。 ・集落のリーダーや知識や経験を持つ人を講師として、参加者の役割、経験や集落環境に応じた段階的な研修会や実習を開催します。	・地域協議会等が開催する各種の研修会に参加し、研修会で習得した内容を構成員に伝え、組織運営の円滑化を図ります。 ・集落のリーダーや知識や経験を持つ人を講師として、参加者の役割、経験や集落環境に応じた段階的な研修会や実習を開催します。	・研修・組織運営等に関する研修会に参加する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修を行うこと。	・研修・組織運営等に関する研修会に参加する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修を行うこと。  期間内に1回以上受講する。

## (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針		活動内容		具体的な活動例		活動要件	
活動項目	取組番号	取組					
34	<input type="checkbox"/> 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催			・定めた「①保全管理の目標」、「②保全管理の内容」、「③取組方向」をテーマとした検討会や話し合いを行います。	・該当する取組を選択し、 <b>毎年度実施</b> する。		
35	<input type="checkbox"/> 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査			・定めた「①保全管理の目標」、「②保全管理の内容」、「③取組方向」をテーマにして各自の考え方の調査や聞き取り、施設等の現地調査、確認等を行います。			
36	<input type="checkbox"/> 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それれに必要な調査			・定めた「①保全管理の目標」、「②保全管理の内容」、「③取組方向」をもとに不在地主への連絡体制や不在地主の意志確認等を行います。			
37	<input type="checkbox"/> 地域住民等(集落の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催			・定めた「①保全管理の目標」、「②保全管理の内容」、「③取組方向」をテーマに近隣住民等との意見交換等を行います。			
38	<input type="checkbox"/> 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査			・定めた「①保全管理の目標」、「②保全管理の内容」、「③取組方向」をテーマに地城住民等への意向調査やアンケートを行います。			
39	<input type="checkbox"/> 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会			・定めた「①保全管理の目標」、「②保全管理の内容」、「③取組方向」をテーマに有識者等を講師とした研修会や検討会を行います。			

## (1) 施設の軽微な補修等

### 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

地域活動指針		活動内容		活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組番号	取組			
	101	【農用地】 □施設の機能診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に見出し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるようご畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、牧柵等の状況確認を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農用地法面に優食や水みちがあるかなど目視で確認します。</li> <li>・畔が崩れていなか、低くなっているか、漏水していないかを確認します。</li> <li>・鳥獣害防護柵、防風ネットが破損していないか、機能を果たしているかなどを確認し、被害の発生状況から新たな施設の設置が必要かどうか確認します。</li> </ul>	活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に見出し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるようご畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、牧柵等の状況確認を行うこと。  活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に見出し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるようご畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、牧柵等の状況確認を行うこと。
	102	【農用地】 □診断結果の記録管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況確認の結果を経年的に記録管理すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能診断の結果や必要事項を記録しておきます。</li> </ul>	
	103	【水路(開水路・パイオラン)】 □施設の機能診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に見出し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるようご畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、牧柵等の状況確認(給水栓ボックスの基盤部の状況、安全施設の状況、破損箇所の把握等)を行うこと。</li> <li>活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に見出し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるようご畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、牧柵等の状況確認(給水栓ボックスの基盤部の状況、安全施設の状況、破損箇所の把握等施設の遮光施設の状況等)を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水路の目地が緩んでいないか、同沈下を起こしていないか、表面劣化していないか、土砂が堆積していないかなど確認します。</li> <li>・側壁背面に土壤侵食により空洞が生じていないかはらみ音により診断する場合は、水路側壁等をハンマーで叩き、周囲と異なった音がないかどうかが確認します。</li> <li>・水路に付着する藻の発生等開水路の通水に関する障害がないかなど通水試験などを行い確認します。</li> <li>・ゲート部施設の破損がないか、通水に支障がないなど確認します。</li> <li>・パイオランの管の継ぎ目からの漏水がないか、地中埋設区間では地表に水がしみだしていないかなど確認します。</li> <li>・給水栓ボックスの周囲が洗掘されてerosionにならないかなど確認します。</li> <li>・揚水機や建屋に損傷がないかなど確認します。</li> <li>・フレームボンド、遮光施設に損傷がないかなど確認します。</li> </ul>	活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に見出し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるようご畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、牧柵等の状況確認(給水栓ボックスの基盤部の状況、安全施設の状況、破損箇所の把握等)を行うこと。
機能診断・計画策定	104	【水路(開水路・パイオラン)】 □診断結果の記録管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況確認の結果を経年的に記録管理すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能診断の結果や必要事項を記録しておきます。</li> </ul>	
	103	【農道】 □施設の機能診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に見出し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるようご畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、牧柵等の状況確認(側溝の目地部の劣化状況、側溝背面の劣化状況、側溝の目地部の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩、法面の侵食状況、破損箇所の把握等)を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装面のひび割れや穴、くぼみの有無、法面や路肩の亀裂、崩れや侵食がないかなど確認します。</li> <li>・U字型等の側溝本体部分にひび割れや欠け、不同沈下、破損や劣化等が生じていないか確認します。</li> <li>・側溝の目地の欠け、裏込めに空洞が生じていないか、ボルト等で突いて確認します。</li> <li>・防護柵や照明設置、道路反射鏡の破損等、車両や歩行者に支障がないか安全かどうかなど確認します。</li> </ul>	活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に見出し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるようご畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、牧柵等の状況確認(側溝の目地部の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩、法面の侵食状況、破損箇所の把握等)を行うこと。

## (1) 施設の軽微な補修等

### 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

地域活動指針		活動内容		活動の主な内容 (何をすればいいのか)		活動要件
活動項目	取組番号	取組				
機能診断・計画策定	104	【農道】 □診断結果の記録管理		・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	・機能診断の結果や必要事項を記録しておきます。	
	103	【ため池 (管理道路含む) □施設の機能診断		・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に実施するように位置付けた予防保全活動を実施する時期に遅延しないよう、コンクリート構造物の目地のひび割れや劣化がないかなどを確認します。 ・堤体法面に侵食がないかなどを確認します。	・ため池の管理、運用スケジュールに合わせて水位が低下する時期に遅延しないよう、コンクリート構造物の目地のひび割れや劣化がないかなどを確認します。 ・堤体法面に侵食がないかなどを確認します。	
	104	【ため池 (管理道路含む) □診断結果の記録管理		・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	・機能診断の結果や必要事項を記録しておきます。	
	105	□年度活動計画の策定		・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	・活動計画に位置付けた施設の機能診断結果等に基づいて今年度実施する活動の時期、範囲、内容、分担などを具体的に計画します。	・機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
	106	□畦畔の再構築		・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔(土、コンクリート間わす)の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。	・土の場合は、地盤によくなじむようにできる限り現場の土を使用し、盛土等により本来の高さや幅に形状を回復させます。 ・コンクリートの場合は、現場の土に普通セメント土壤緩衝剤、水を加えて土壤モルタルを作りモルタルを利用して畦畔を被覆する方法があります。	・活動計画に位置付けた農用地及び水路等の施設について、畦畔の再構築、水路側壁のはらみ修正等、必要な取組を毎年度実施する。
	107	□農用地法面の初期補修		・降雨による影響等で農用地法面上に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。	・水みちの状態や法面の侵食状況から土を補充して締め固めるか、碎石、土のう等を用いて補修するか判断します。 ・土を補充し締固める場合は、水路から泥上げした土砂も使用できるので、安全を確保しつつ侵食部分を整形し、補充用の土と混合する等盛り土が地盤によくなじむようにします。	
	108	□農用地進入路の適正管理		・農道等が農用地への進入路を適正に維持管理し、機能確保を行ふことを。	・農道等と農地を繋ぐ進入路の草刈りや簡易補修などを行い、進入路としての機能確保を行ります。	
	109	□暗渠施設の清掃		・暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能回復等の対策を行うこと。	・高圧水を用いた洗浄装置の使用や、一旦水門を開じて暗渠排水管を満水にしたあとで水門を全快にして水流の勢いで管内の土砂等を排出するなどの清掃方法があります。	
	110	□農用地の除れき		・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石けき等の除去を行うこと。	・除去する際に支障となる草木の茎やビニール等の目視で確認できるものを拾い集めた後でトラクター等で耕耘し、土中に埋まっている石けきを取り除きます。	
		農用地 施設				

## (1) 施設の軽微な補修等

地域活動指針		活動内容		活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組番号	取組			
農用地施設	111	□鳥獣害防護柵の補修・設置	・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。	・対象とする動物により防護柵等の管理方法に違いがあるに機能診断の結果に基づく収容個所の補修、設置を行つとともに、適宜点検を実施し、草刈り等を行う必要があります。	
	112	□防風ネットの補修	・防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。	・春先の作業が始まる前に機能診断の結果に基づき必要な補修や設置を行います。また、下草刈りを行い未使用時にはできるだけ取り外して収納しておくことが必要です。	
	113	□きめ細やかな雑草対策	・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバーープラシ」又は「ハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、「牛、山羊、羊等の動物(畜産放牧のものを除く)を活用した除草」又は、「薬剤による地表部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得ることなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等について、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行ふこと。	・気象条件等により回数は異なりますが、草の伸びが大きい夏場を中心に草刈り機や鋸を用いて定期的に草刈りを実施します。 ・カバーープラシやハーブなどを植栽、植生し被覆することで他の雑草防除、土壌浸食防止、病害虫発生防止などの効果があります。 ・山羊、羊等の草食を利用するのも一つの方法です。	
	114	□きめ細やかな遊休農地の保全管理	・遊休農地の発生を抑制するため、経年変化等で沈下が生じている田面の不整修正や石れきの除去を行うこと。また、ほ湯法面や隣接山地からの湧水を処理するため、溝切り、落水工、湧水処理暗渠等を設置し、農地を適切に維持・保全すること。	・経年変化で田面が大きく沈下している箇所の修復を行つたため、頼い土の搬入、敷き均しや重機による不整修正を行います。山際からの湧水が見られる場合は、必要に応じて溝切りや落水工、湧水処理暗渠等を設置したりして田の機能を改善します。	
	115	□牧柵の補修・設置	・牧柵の補修又は設置により、農用地の適切な管理を行うこと。	・年に応じて、牧柵の補修や設置を行い、農用地の適切な安全管理を行います。	
	116	□雑用水施設（牛馬の水飲み場）の補修・設置	・共同で設置、管理している雑用水施設（牛馬の水飲み場）の補修又は設置により農用地の適切な管理を行ふこと。	・必要に応じて、雑用水施設の補修又は設置を行います。	
実践活動	水路	117 □水路側壁のはらみ修正	・側壁等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。	・水路規模が大きかったり、背面土圧荷重が過大な場合は、大型機械等が必要となり作業 자체も危険が伴うので専門家に相談します。水路規模が小さい場合は背面土圧荷重が小さいと考えられます。油圧または水圧式ジャッキをはらみ個所と対面の側壁個所に設置し、はらみ個所を元の位置まで押し戻すなど簡易な仮設支保工等による補強などを実施します。	

## (1) 施設の軽微な補修等

地域活動指針				活動要件
活動項目	取組番号	活動内容	(何をすればいいのか)	
	118 □ 目地詰め	・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	・補修作業は、隙間に補修材を注入したり、ヘラ等で埋め込みごとににより行います。普通目地にはモルタルやセメントミルク等のセメント系補修材やシリコン樹脂系の補修材を用います。	
119 □ 表面劣化に対するコーティング等		・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。	・補修箇所付近のコケや汚れを洗浄し、コンクリートと補修材料の付着性を上げるために専用のプライマーを補修箇所に塗布し、ボリマーセメントモルタルを左官ごとで補修箇所に塗り付けます。ボリマーセメントモルタルが硬化するまで必要時間養生します。	
120 □ 不同沈下に対する早期対応		・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。	・U字溝等が不同沈下している場合は、不同沈下部分の水路敷きに土を充填し、締め固めるなどの補修を行います。	
121 □ 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修		・側壁等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。	・吸い出し経路が目地部に生じた隙間であれば目地詰めを行います。その他の隙間であればモルタル等で隙間を塞ぎます。また、吸出し防止シート等を設置することで土砂の移動を遮断します。・吸い出し経路の遮断が適切に行える場合は、元の土砂を裏込め材として用います。	
122 □ 水路に付着した藻等の除去	水路	・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁殖した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。	・必要性を判断し、必要性があれば水生植物が繁茂する時期に水路内の藻等を兼や平スコップを使用して取り除きます。また、落水後等の水のない時期に水路の泥上げと同時に行うのも有効的です。	
123 □ 水路法面の初期補修	水路	・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。	・水みちの状態や法面の侵食状況から土を補充して締め固めるか、碎石、土のう等を用いて補修するか判断します。・土を補充して締め固める場合は、安全を確保し侵食部分を整し、補充用の土として水路から上げた土砂を利用するなど盛土が元の地盤とよくなじむようにします。	
124 □ 破損施設の補修	水路		・U字溝などの水路施設や取水堰、水路蓋などの付属施設が破損したり、老朽化して機能が低下している場合、新しいものに取り替えたり、セメントなどで補強したりして、施設を長持ちさせます。・U字溝や暗渠、コンクリート構造物のひび割れ部分は、モルタルやセメントミルク、シリコン樹脂系補修材を塗り込んで塞ぎます。欠けている場合はモルタルで元の形を復元します。大きく壊れている部分は、ベニヤ板や杉板等で型枠を作りコンクリートやモルタルを流し込みます。	

## (1) 施設の軽微な補修等

地域活動指針		活動内容		活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組番号	取組			
125 □きめ細やかな雑草対策				<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバー・プランツ」の植栽、「抑草ネット等の設置」又は、「薬剤による地上部の除草・管理」や「抑草ネット等の植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌や草刈り機による定期的な草刈りを行います。</li> <li>・カバーブランツ(芝など被覆により雑草の育成を抑制するものの植栽を行います。</li> <li>・雑草をネットで被覆することにより雑草の生育を抑制します。</li> <li>・地上部のみを枯死させる特殊な薬剤を使用して除草します。</li> </ul>
126 □パイプラインの破損施設の補修	水路			<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象組織による補修が可能な施設として、パイplineの管体・継手(埋没部以外)、バルブ(空気弁、給水栓等)、ポンプ等があげられます。</li> <li>・漏水箇所の止水、部品の交換を行います。</li> </ul>
127 □パイプ内の清掃	水路			<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイpline及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するためには、高压水による除去活動等の対策を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泥工が設置されている場合は、年に1回程度、排泥弁を開けて排泥室に溜まった土砂を除去します。</li> <li>・給水栓の流量を十分に確保し、各給水弁、排泥弁を全開にしたうえで急激に多量の水流下させることで堆砂や管内の付着物を剥離できる場合があります。</li> </ul>
128 □配水操作	実践活動			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づいた配水操作を行い、公平で効率的な水利運用に努めます。</li> </ul>
129 □給水栓ボックス基礎部の補強	附帯施設			<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗掘により、給水栓ボックス下に空洞が生じた場合や給水栓ボックスが傾いている場合は、給水栓ボックス下を間便の土によって埋め戻し、給水栓ボックスの傾きを修正します。</li> </ul>

## (1) 施設の軽微な補修等

地域活動指針				活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組 番号	取組				
水路 実践活動	130	□ 破損施設の補修	分水工や堰、水路の柵や手すり、階段等が被損したり、鋪等で傷みが激しい箇所には鋼材や角材を用いて補修・補強したり新しいものに取り替えます。また、取水井戸や導流堤、ポンプ施設などの取水・排水施設の機能を保全するため、堆積土砂の撤去や築堤、スクリーンや劣化した部品の交換などをを行うとともに、必要に応じてスクリーンや沈砂池・導流堤などを設け、水路の安定した取水・排水機能を維持・保全します。	・U字溝等を覆うコンクリート製蓋やグレーティング(鋼板製、ステンレス製)の蓋が被損したり、傷みが激しい箇所は新しいものに取り替えます。		
			・被損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行なうこと。また、必要に応じ、取水施設(取水柵門や取水ポンプボンベ、導流堤等)や排水施設(排水閥門や排水ポンプ等)の修繕・機能回復対策を行い、農業用排水の安定的な利用を図ること。	・給水管は、市販の保温材(発砲スチロールやガラス繊維)をビニールテープで隙間なく巻き付けるか給水管ボックスでは、糊等を數き詰めて保管します。毛布や厚手の布を使用する場合は、ひもでしっかりと縛つてからビニールテープを巻きます。これらの対策は秋の収穫後から初冬に行います。	・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために、用水を使用しない場合には吐泥口等から水を抜くこと。又は給水管ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。	・給水管を起こりにくくするためにには通気性を確保する等、腐食を起しにくい状態にすることが重要であり、塗料による塗装が有効な方法です。
			□ 給水栓に対する凍結防止対策	・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的につ発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな安全管理を行うこと。	・オコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するためるために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。	・遮光施設の紫外線による劣化や風による破損等について、必要に応じて補修したり、固定状況等の確認を行ないます。
			附帯施設	131	132	133
			安全施設の補修等	・危険箇所に設置されている安全施設の破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、転落事故などの危険が予見される箇所に、必要に応じて柵や水路蓋(ボックス蓋含む)、警告看板等を設け、地域の安全を確保すること。	・安全施設は、修繕が急がれるものです。水路やボックス周りで転落事故の危険が予見される箇所には、必要に応じて柵や水路蓋を設置したり、警告看板を設けたりして、地域の安全を確保すること重要です。	134

## (1) 施設の軽微な補修等

地域活動指針				活動内容		活動の主な内容 (何をすればいいのか)		活動要件		
活動項目	取組番号	取組								
	135	□路肩、法面の初期補修				・水みちの状態や法面の侵食状況から土を補充して締め固めるか、碎石、土のう等を用いて補修するか判断します。 ・土を補充し締め固める場合は、安全を確保しつつ侵食部分を整形し補充用の土と混合するなど盛土が地盤によらないようにします。また、これまで侵食が発生したような場所は地盤との隙間ができるないように土嚢などを用いて補強します。				
	136	□軌道等の運搬施設の維持補修				・作業内容を検討するためレールや支柱を固定する部分の各部材の錆の発生状況を目標によって把握し、ハンマー等を用いた打音によって錆の発生が表面のみなのか、内部まで進行していないかを詳細に点検します。 ・状況によって防錆材を含む錆止め塗料を塗ったり埋め戻しや周辺の土をしづかに踏み固め支柱をしづかに固定します。				
農道	137	□破損施設の補修				・路面に穴や窪みができるときは、アスファルト合材やコンクリート、モルタルで塞ぎます。ひび割れは、アスファルト舗装であればアスファルト乳剤系の補修材等をコンクリート舗装であればモルタルやセメントミルクを塗り込んで塞ぎます。				
農道	138	□きめ細やかな雑草対策				・路肩又は法面の形態確保や雑草繁殖・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カーペーブランチ」の植栽・管理、や「抑制ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行います。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等についても、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。				
実践活動	139	□側溝の目地詰め				・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填物を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。				
附帯施設	140	□側溝の不同沈下への早期対応				・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。			・道路側溝等が不同沈下している場合は、不同沈下部分の水路敷きに土を充填し、締め固めるなどの補修を行います。	

## (1) 施設の軽微な補修等

地域活動指針		活動内容 (何をすればいいのか)		活動の主な内容 (何をすればいいのか)		活動要件	
活動項目	取組番号	取組	活動内容				
	141	□ 側溝の裏込材の充填	側溝側壁の背面で土壤侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込材の充填等の対策を行うこと。	・吸い出し経路が目地部に生じた隙間であれば目地詰めを行います。その他の隙間であればモルタル等で隙間を塞ぎます。また、吸出し防止シート等を設置することで土砂の移動を遮断します。 ・吸い出し経路が適切に行える場合は、元の土砂を裏込め材として用います。			
農道 附帯施設	142	□ 破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。	・農道取り付けの農地進入路や回転場など周辺施設も十分点検し、破損箇所や老朽化施設を修繕・補修し、農道の機能を維持保全します。 ・コンクリート構造物のひび割れ部分は、シーリング材等を塗布する被覆工法や、U字状にひび割れ部分をカットしてシリシング材を充填するU字カット工法等が考えられます。 ・部分的欠損はモルタルを塗り込む補修や型枠を設置してコンクリートを流し込む補修が考えられます。 ・側溝において破損が著しいものは部分的に布設替えすることも考えられます。			
	143	□ 安全施設の補修等	・危険箇所に設置されている安全施設の破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、危険が予見される箇所や視距が悪い箇所に、必要に応じて柵や反射鏡、キンクライト、警告看板等を設置したり、視距確保のための伐採等を行い、地域の安全を確保すること。	・安全施設は、修繕が急がれるものです。事故などの危険が予見される箇所で見通しをよくするために樹木の伐採や防草対策を行ったり、反射板や警告看板を設けたりして、地域の安全を確保すること重要です。			
	144	□ 遮水シートの補修	・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。	・遮水シートの損傷部分を露出し補修箇所の汚れを取り、十分乾燥させ、使用している遮水シートと同一の材質の補修シートを接合します。			
堤体 ため池	145	□ コンクリート構造物の目地詰め	・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	・補修作業は、隙間に補修材を注入したり、ヘラ等で埋め込むことにより行います。普通目地にはモルタルやセメントミルク等のセメント系補修材やシリコン樹脂系の補修材を用います。			
	146	□ コンクリート構造物の表面劣化への対応	・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。	・補修箇所付近のコケや汚れを高圧洗浄するかデッキブラシ等で洗浄します。コンクリートと補修材料の付着性を上げるために専用のプライマーを補修箇所に塗布し、ボリマーセメントモルタルを左官ごとで補修箇所に塗り付け、硬化するまで必要時間養生します。			

## (1) 施設の軽微な補修等

地域活動指針			
活動項目	取組番号	活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)
堤体	147 □ 堤体侵食の早期補修	・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。	・補修を行つ堤体断面に土嚢を敷き並べ計画した堤体断面を作ります。法面の勾配によっては土嚢がずり落ちるこないよう木杭等を堤体に打ち込み土嚢を固定します。
	148 □ 破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	・堤体法面や水路等のコンクリートにひび割れが生じている場合は固く練つたモルタルやセメントミルクを隙間に練りこみ塞ぎます。コンクリート片がブロック本体から浮いている場合は、コンクリート片を取り除き、コンクリートやモルタルを流し込んで元のコンクリートブロックの形状を復元します。
ため池	149 □ きめ細やかな雑草対策	・ため池法面の形状確保や雑草収茂・病害虫駆除の抑制のため、芝等の「カーブプランツ」の植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	・鋸や草刈り機による定期的な草刈りを行います。 ・カーブプランツ芝など被覆により雑草の育成を抑制するもの)の植栽を行います。 ・雑草をネットで被覆することにより雑草の生育を抑制します。 ・地上部のみを枯死させる特殊な薬剤を使用して除草します。
附帯施設	150 □ 破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	・管理道路や法止め擁壁など附帯施設も十分点検し、破損やひび割れ、老朽化した箇所を修繕・補修したり、必要に応じて作業階段工などを設けたりして、農業用水の安定確保に努めます。 ・取水施設のコンクリート部分が欠けている場合は、ベニヤ板や形版等で型枠を作り、コンクリートを流し込みます。 ・洪水吐の欠損部分の穴は、コンクリートやモルタルで塞ぎます。
実践活動	151 □ 遮光施設の補修等	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するためには設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。	・遮光施設の紫外線による劣化や風による破損等については必要に応じて補修したり、固定状況等の確認を行います。
	152 □ 安全施設の補修等	・危険箇所に設置されている安全施設の破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、転落事故などの危険が予見される箇所には、フェンスや水路蓋(ボックス蓋)、警告看板等を設けたりして、地域の安全を確保すること。	・安全施設は、修繕が急がれるものです。転落事故などの危険が予見される箇所には、フェンスや蓋などを設置したり、警告看板を設けたりして、地域の安全を確保することです。

## (1) 施設の軽微な補修等

### 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

活動項目	地域活動指針		活動内容 (何をすればいいのか)	活動要件
	取組番号	取組		
研修 機能診断・補修 技術等の研修	153	□ 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修	・対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。	機能診断・補修技術等に関する研修について、 活動期間内に1回以上受講する。
	154	□ 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修	・対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。	・推進組織等が開催する各種の研修会に活動組織を代表して数名が参加し、研修で習得した内容を構成員に伝え、機能診断・補修や技術の向上を図ります。 ・集落の中の農業土木に係る技術を持つ人や建設会社や役場等で経験のある人などを講師に研修会を開催し、技術向上を図ります。
	155	□ 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に関する新たな施設の設置等に関する研修	・対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。	

### (2) 農村環境保全活動

活動項目	地域活動指針		活動内容 (何をすればいいのか)	活動要件
	取組番号	取組		
計画策定 景観形成・生 活環境保全	156	□ 生物多様性保全計画の策定	・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示す。 活動内容を毎年度策定する。
	157	□ 水質保全計画の策定	・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	158	□ 農地の保全に係る計画の策定	・地域における農地からの漏水や土砂流出の防止に向けた、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	159	□ 景觀形成・生活環境保全計画の策定	・地域における景觀形成・生活環境保全に向けた、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	・地域に適した取組項目を選んで計画の趣旨、活動の場所、活動内容、年間を通じての活動予定、活動の分担等を話し合いにより決定、計画し記載します。
	160	□ 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	161	□ 地下水かん養に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した地下水分かん養に向けた、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
資源循環	162	□ 資源循環に係る地域計画の策定	・地域における資源循環のために基づ本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	

## (2) 農村環境保全活動

### 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目 テーマ	取組番号	取組			
【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】 □ 広報活動	163	『広報活動』 ・農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板等の設置を行います。他にもポスター、機関誌、ビデオ等作成して紹介したり、市町村の広報誌へ情報提供を行い、「行政が作成するパンフレット等でPRすることも考え方」の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。		・地域からの理解を得るためにパンフレット等の作成・頒布、看板等の設置を行います。他にもポスター、機関誌、ビデオ等作成して紹介したり、市町村の広報誌へ情報提供を行い、「行政が作成するパンフレット等でPRすることも考え方」の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための広報活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。
【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】 □ 啓発活動	164	『啓発活動』 ・地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 ・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。		・専門家から新たな情報、幅広い知識等を吸収するために勉強会を開いたり、集落の寄り合い等に専門家を招き意見を聞くなどして自主的に知識の向上に努めます。	
【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】 □ 地域住民との交流活動	165	『地域住民との交流活動』 ・活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 ・地域における生物多様性保全、景觀形成等への認識を高めるために、地域の農村環境等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境等でみられる生物を対象とした観察会や地元の水路等で行われるウオーキング等を行うこと。 ・生物多様性保全への意識向上のためのウォーキング等を行った植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。 ・農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。 ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。	啓発・普及 啓発・普及 共通	・農家、非農家にかかわらず多くの人に関心を持つてもらうよう交流活動を行ったり、専門家や地域に詳しい人に参加、指導をしてもらったり地域の動植物や歴史、文化や暮らし等について地域への理解を深める自然観察会を実施します。	
【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】 □ 学校教育等との連携	166	『農用地を遊びと学びの場として活用することにより農用地と水路等の農業用施設への理解を深めてもらうため「田んぼの学校」を開催します。』 ・田んぼの生き物調査や農業、農村が持つ重要性や働きを伝えるため将来を担う子供たちへの出前講座を実施します。 ・遠足の場、写生の場、田植えなどの体験学習の場の提供を行います。		・農用地を遊びと学びの場として活用することにより農用地と水路等の農業用施設への理解を深めてもらうため「田んぼの学校」を開催します。	

## (2) 農村環境保全活動

### 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

活動項目 テーマ		取組番号	活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
啓発・普及	【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】 <input type="checkbox"/> 行政機関等との連携	167	『行政機関等との連携』 ・市町村が田園環境整備マスターPLANを策定(変更)する際に、地域における生息生物・水質等の各テーマに開いた情報を見えて述べること。また、情報等をマスターPLANに位置付ける等の連携強化を図ること。 ・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。	・市町村が田園環境整備マスターPLANを取りまとめると共に、農業作業や集落活動で得られた自然環境データを提供するにより、市町村の範囲全域の詳細な環境情報や地域での取組等について、田園環境整備マスターPLANの内容に反映されます。	
啓発・普及	【地域内の規制等の取り決め】 <input type="checkbox"/> 地域内の規制等の取り決め	168	農村環境保全活動を推進していくために、規制(erule、約束事等)について、地域の合意の下で取り決めること。	・地域においては、草刈り、泥上げ等の農地維持活動に關して独自の取り決めを行います。例えば、○○水路の泥上げは4月第1土曜日に行うといった時期的なもの、上げた泥は○○で処分するといった活動の内容に関するもの等があります。	<b>選択したテーマに基づき</b> 生態系保全を図るために、生物の生息状況の把握等の取組を <b>1つ以上実施</b> する。
啓発・普及	【地域内の規制等の取り決め】 <input type="checkbox"/> 地域内の規制等の取り決め	169	生物の生息・状況の把握	・地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の分布図を、地域に生息する生物又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。 ・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。	・地域に生息・生育する動植物を調べ、リストにまとめるほか、生物の分布図を作成して確認地點を記録します。これにより、地域の中で生態系豊かになり保全のための資料になります。生物分布図から生物多様性保全の活動などをの地點で行えばよい等を判定する場合は、有識者に相談することが望ましいです。
実践活動	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理	170	生態系保全	・地域において保全する生物(主に魚類)の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔ソンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚礁ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 ・地域における魚類の生息環境を改善するために、水路等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 ・地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。 ・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくなるような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を壊断しやすくなるような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。	・ワンド(入り江や川のよどみ、淵)の設置、石積・多孔コンクリートによる護岸の整備 ・石積みによる護岸は、玉石等を積み上げて作ります。水の流れが遅い場所と速い場所が形成されるため、多様な生物が棲むようになります。また、石の隙間は魚の退避場所になります。 ・水路の段差を小さくし、魚が往来できるように魚道設置を行ないです。 ・断面が2層構造になつた水路や、ほ揚整備の陸地等を利用して、人工の池をつくり、魚等が棲めるようにします。 ・農道の下を動物が安全に通りれるように、また、水路をまたぐ板や道路の上をわたる吊り橋等の施設が考えられます。

## (2) 農村環境保全活動

### 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

活動項目 テーマ		取組 番号	活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
		171	□ 水田を活用した生息環境の提供	<p>・遊休農地等をビオトープとして位置付けけるとともに、畠畔の維持や水管管理等による適正な維持管理を行うこと。</p> <p>・鳥類の飼育、ねぐらの確保又は両生類や昆蟲類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。</p> <p>・渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。</p> <p>・魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。</p>	<p>・休耕水田、遊休農地等に湛水することによりビオトープとして、魚類、両生類、昆蟲類等の生息・繁殖場所として機能するようになります。</p> <p>・非かんがい期は、特に冬の渡り鳥が飛来する季節にあたります。これらの鳥が過度の代わりに休息地や睡場として利用できるように水田に湛水します。</p> <p>・遊休農地を利用して、鳥の餌等となる野生物等を作ります。また、篭刈り後に生える二番穂が生じたままにしておき、鳥の餌にすることができます。</p>
		172	□ 生物の生活史を考慮した適正管理	<p>・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。</p> <p>なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。</p> <p>・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するためには、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともに上げられた生物を水路等に戻すこと。</p> <p>・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するためには、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。</p>	<p>・一般に、卵や幼虫・幼生の時期は環境の変化に弱く、この時期に草刈りや水路の泥上げ等人の為的な活動を避けるだけで、生態系保全の活動として十分な効果があります。</p>
実践活動 生態系保全		173	□ 放流・植栽を通じた在来生物の育成	<p>・生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽により生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。</p> <p>・水路法面や畠畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。</p> <p>・基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。</p> <p>・デコイ(鳥の模型)や懸光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。</p> <p>・鳥類の生息環境の改善のために、巢箱を設置・管理すること。</p>	<p>・対象となる生き物は、一般的に対象地域の農村に以前から生息・生息している動植物で、鳥類(ツル等)、昆蟲類(めだか、ニゴロブナ等)、昆蟲類(オタル等)、植物(ヒガバナ等)があげられます。極端に多く育成することは避け、過去の生息・生育状態を参考にすることが必要です。</p>

## (2) 農村環境保全活動

### 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

地域活動指針				活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目 テーマ	取組 番号	取組 組	活動内容			
生態系保全	174	□ 外来種の駆除	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来種は、できるだけ駆除することとします。その方法は、魚では、漁具による捕獲、繁殖抑制、ため池等の水抜き等があります。植物の場合には、時期を変えて数回刈り取りることが効果的です。など、農村地域によく見られる外来種として、通称ブラックバス、ブルーギル、ホティアオイ等があげられます。</li> </ul>			
	175	□ 希少種の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。</li> <li>希少種は、餌となる生物がいなくなったり、外来生物との競争に負けてしまうこと等により減少するほかに、盗掘、密漁、乱獲等、人の影響を受ける場合があります。このため、日頃の水路等の管理の他に希少種を守る活動は非常に大切なことです。</li> </ul>		<p style="color: red;">選択したテーマに基づき、水質保全を図るために、水質保全を考慮した施設の適正管理等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等においては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</li> <li>水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。</li> <li>水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行ふこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行ふこと。</li> </ul>			
実践活動	176	□ 水質保全を考慮した施設の適正管理			<ul style="list-style-type: none"> <li>木炭等による浄化施設</li> <li>微小な孔がたくさんあいている構造(多孔質態)の木炭やカーボンファイバー等を利用して水質浄化を図ります。</li> <li>木炭等の微小な孔部に微生物が付着し、その働きで水質が浄化されます。</li> </ul>	
	177	□ 水田からの排水（濁水）管理	水質保全		<ul style="list-style-type: none"> <li>用水量と排水量の削減</li> <li>代播き前の入水量の調整を取り入れを行い、代播き、田植え時期の強制排水は避け、水田から水の排水を可能な限り減らします。さらに、こまめな水管理の実施や自動給水栓の設置により適正な水を工事により、不要な排水量を減らします。排水量の削減により、濁水だけでなく、窒素やリン等の富栄養成分の流出の削減にも効果があります。</li> </ul>	

## (2) 農村環境保全活動

### 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目 テーマ	取組番号	取組			
	178	□ 循環かんがいの実施	・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。	・循環かんがいを実施することにより、窒素、リン等の地域外への流出負荷が削減されます。	
	179	□ 非かんがい期における通水	・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。	・施設の維持管理体制や安全上の対策等に十分に配慮しながら、地域住民と関係機関の合意を図りつつ、非かんがい期における通水を実現することにより、水路やその周辺の生物が保全されたり、水質改善や悪臭防止、水辺の良好な環境を実現することが期待されます。	
実践活動 水質保全	180	□ 水質モニタリングの実施・記録管理	・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。	・目視、パックテスト等の簡易な方法 目視による方法やパックテスト等により、低コストで簡単に観測することができます。あまり、高い精度は期待できませんが、経時的な変化を検討するためには有効な方法です。	
	181	□ 排水路沿いの林地帯等の適正管理	・水質保全に向けて、畑から漏出する水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等を行い、根茎が深く広く発達し、林地の地表にも適度に陽光が届き、木々の下層草本が生えているような状態に維持管理を行うこと。	・畑からの漏出を抑制するために設置した林地帯は、枝払いや、捕獲、下草刈り等を行い、根茎が深く広く発達し、林地の地表にも適度に陽光が届き、木々の下層草本が生えているような状態に維持管理をします。	
	182	□ 沈砂池の適正管理	・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜池の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行すこと。	・沈砂池に土砂がたまつた場合は、エンジン付小型運搬車や手押しの一輪車を使い、土砂を搬出します。必要に応じて堤体法面等の搬出経路による場所に、ラーメル(渡し板)や幅広の板等を設置します。	

## (2) 農村環境保全活動

活動項目		地域活動指針		活動内容 (何をすればいいのか)	活動要件
テーマ	取組番号	取組組	取組		
□ 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	183	水質保全	・水質保全に向けて、農用地からの土壤流出を抑制するためには設置したグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)において、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等においては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	・畑地周辺、水路沿い等に植物を植え、グリーンベルトを形成し、その補植、生育管理、グリーンベルトに用いた種以外の草刈り等を行ないます。グリーンベルトに用いる植物には、樹木や草本があります。	選択したテーマに基づき景観形成・生活環境保全を図るために、農業用の利水の地域用水としての利用度1つ以上実施する。
□ 管理作業の省力化による水資源の保全	184	水質保全	・農業作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水管・取水口の自動化等を行うこと。	・農地集積の進展や、過疎化・高齢化・居住化の進展等により、水管が粗放化し、溢水等、地域で水に関する問題が発生している場合、またはその恐れがある場合、末端ゲート・バルブ・給水管又は取水口の自動化等を図り適正な水管を行ないます。	選択したテーマに基づき景観形成・生活環境保全を図るために、農業用の利水の地域用水としての利用度1つ以上実施する。
実践活動				・農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。 ・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な訓練が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。 ・農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように除雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。 ・集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。 ・農村の水辺空間の景観形成を図るために、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。	・生活用水としての利用 ・防火用水としての利用 ・農業用水は、水路に堰板を入れることで水路の水を一時的に堰上げて小形ポンプを利用して蓄積することで集落の火災に対しての初期消火の用水として重要な役割を果たします。 ・景観や水辺空間としての利用 ため池周辺や農業用水に沿った遊歩道が憩いの場として利用されたり、水辺の景観が集落の良好な景観形成の役割を果たすこともあります。
		景観形成・生活環境保全	□ 農業用水の地域用水としての利用	185	

## (2) 農村環境保全活動

地域活動指針		活動内容		活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目 テーマ	取組 番号	取組 組			
186 □ 景観形成のための施設への植栽等			<ul style="list-style-type: none"> <li>農用地(畦畔、防風林含む)、水路、ため池、農道(路肩含む)を活用して景観を良くするたために、花壇、植生土の設置や景観植物の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得ること。</li> <li>景観形成のために、水路等に水生植物(花き等)を植栽することとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得ること。</li> <li>景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔等農業用施設への景観植物の植栽等</li> <li>・農道沿いへのコスモスの植栽、用水路沿いや水路への花壇設置、水路の法面への景観植物の植栽などがあります。</li> <li>・木材チップの使用等景観に配慮した活動</li> <li>農業農村整備事業を計画・実施する際は、農道の歩道部分に木材チップを使用する等景観に配慮した整備が行なわれる場合があります。このよう、景観形成のための施設は、施設管理者、農家を含む地域住民が共同で、維持管理を行なう必要があります。</li> </ul>	
187 □ 農用地等を活用した景観形成活動		景観形成・生 活環境保全 実践活動	<p>【農用地等を活用した景観形成活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋(使用されなくなった農具小屋等)の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村景観は、家屋(廢屋を含む)・建造物等の各種施設と水田・畠地、林地等で構成されています。各種施設は、周囲と調和感がある場合や、老朽化が著しい場合は、良好な農村景観の形成の障害要因となります。これらの阻害要因を取り除くことにより、良好な景観が形成されます。</li> <li>・景観植物の例としては、コスモス、ひまわり、アブラナ、マリーゴールド等があります。</li> </ul> <p>農村の景観は個人の努力だけでは維持することがむずかしいため、地域の住民が協力して行なうことが必要です。このよしな取り組みの中で、農用地や農地の生態系ができる</p>	

## (2) 農村環境保全活動

活動項目 テーマ	地域活動指針 取組番号	活動内容		活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
		活動内容	活動内容		
188 □ 伝統的施設や農法の保全・実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。</li> <li>・地域に眠る歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。</li> <li>・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的施設の保全、歴史的な価値のある農業施設は、ダム、橋梁、分水工、水車等大小様々なものがあります。</li> <li>・棚田の石垣法面の管理、良好な棚田景観を保全していくためには、機械による作業が難しい石垣法面の除草等の手入れを行っていくことが必要です。</li> <li>・伝統的農法の実践を通じて農村特有の景観形成はさ掛け等の伝統的農法の実践を通じて農村特有の景観が形成されますが伝統的施設の保全や伝統的農法の実践は、地域の住民の十分な合意の上で取り組むことが大切です。</li> </ul>		
189 実践活動 景観形成・生活環境保全		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするために、主として當農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行なうこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行なうこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得ることなど、地域の生態系への影響に留意すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畑地からの風塵の軽減には、並木等の設置・管理や裸地とならないように農用地へ植栽する方法があります。風塵の軽減のために設置する並木は、管理が不十分だと逆に障害要因となるため、剪定作業等の適正ない維持管理が必要です。</li> </ul>		
190 □ 施設等の定期的な巡回点検・清掃		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。</li> <li>・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。</li> <li>・冬期間の積雪時に、地域の重要な通行の場となる農道及び作業道として利用している農道について、除雪を行なうこと。</li> <li>・畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段(大走り)の設置を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回点検・清掃、農用地、水路、ため池等を複数で定期的に見回ります。</li> <li>・巡回点検の結果ゴミ等が確認された場合は、地域内で計画し、清掃活動を行います。</li> <li>・畦畔法面等への小段(大走り)の設置地域で畦畔等の状況や管理作業が困難な箇所を把握し、設置箇所、小段幅について話し合い、丁張等に合わせて掘削もしくは盛土を行ないます。必要に応じて専門業者等の指導を受けるなど適切な工法で施工します。</li> </ul>		

## (2) 農村環境保全活動

### 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

活動項目		活動内容		活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
テーマ	取組番号	取組			
水田貯留機能増進・地下水かん養	191	□ 水田の貯留機能向上活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨時の水田かん養機能を調節するため、水田の灌水口に排水調整板を入れ、排水管の口径を小さくすることにより、水の流れを遅らせることができます。また、排水止水板を設置し、貯留量を調整することもできます。</li> <li>大雨時に、水田への灌水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させることにより、貯留量が増加し、水の流出を遅らせることができます。</li> </ul>	<p>選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るために、水田の貯留機能向上活動等を実施する。 <b>毎年度実施する。</b></p>
水田の特つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の対策以外の目的で水田への水振りを行って、新たなポンプを設置し、計画に基づいた水田への灌水を行うこと。	192	□ 水田の地下水かん養機能向上活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>水田の特つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の対策以外の目的で水田への水振りを行って、新たなポンプを設置し、計画に基づいた水田への灌水を行うこと。</li> <li>水田の特つ地下水かん養機能を効果的に発揮させること。</li> </ul>	<p>選択したテーマに基づき、地下水が下流域への用水供給源となっている地域において、耕作後に水田灌水したりして、かん養機能向上を図ります。</p>
地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。	193	□ 水源かん養林の保全		<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。</li> </ul>	<p>選択したテーマに基づき、地下水部にある水源かん養林の恩恵を受ける地域において、かん養林の適切な保全管理を行う活動です。</p>
実践活動				<p><b>【有機性物質のたい肥化】</b> ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ごみ等を収集し、たい肥化を図ること。 ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。</p> <p><b>【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】</b> ・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵等には早急な対応を行つた場合などには、農業用材を行づなど、適正な維持管理を行つこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。</p> <p><b>【農業用水の反復利用】</b> ・地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行ふこと。</p> <p><b>【小水力発電施設の適正管理】</b> ・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるよう適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。</p>	<p>選択したテーマに基づき、資源循環を図るために、資源循環のための活動を行つて、かん養林のための活動を毎年度実施する。</p>
資源循環	194	□ 地域資源の活用・資源循環のための活動			<p>選択したテーマに基づき、資源循環を図るために、資源循環のための活動を行つて、かん養林のための活動を毎年度実施する。</p>

### (3) 多面的機能の増進を図る活動

## 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

地域活動指針				活動の主な内容(何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組番号	取組	活動内容		
195 □ 遊休農地の有効活用			・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。		任章の取組とし、実施する場合に、取組内容を毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。ただし、対象農用地に必要となる第1の4の8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動(201)の実施を必ずしも求めるものではない。
196 □ 農地周りの共同活動の強化			・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの轍等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。 ・本取組実施のために交付金により取得した資格等は、その使用を本取組に限ること。		なお、平成28年度までに多面的機能の促進を図る活動を含むだ事業計画の認定を受けた対象組織について、当該事業計画に定める実施期間中はこれを適用しないものとする。
197 □ 地域住民による直営施工			・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。	・土木作業経験者を中心に、地域住民が農業用施設の補修を行ないます。また、補修技術を専門業者等から習得し、共同活動の場で地域住民に普及します。	
198 □ 防災・減災力の強化			・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一休体となつた防災・減災力の強化のための活動を行うこと。	・大雨時に、水田の排水口の堰板を10cm上げるなどの取組みを地域全体で実施します。また、下流河川での浸水被害を軽減するために、台風等の大雨水が予想されるときは予めため池の水位を下げておきます。	
多面的機能の増進を図る活動	199 □ 農村環境保全活動の幅広い展開		・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと。(地域資源の質的向上活動における取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及びそれに定める活動を実施する対象組織が対象)	・集落啓農農組組織やNPOとも連携し、水質保全のための水田からの漏水防止や節水管理、景観形成作物の栽培、水田への魚道設置、子供たちの環境学習等、多様な主体の参画による活動を展開します。	
	200 □ 医療・福祉との連携		・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。	・農業への関心を高める取り組みとして障がい者特別支援高等學校と連携し、生徒の職業訓練として地域の農業者が使用する苗作り作業等を行なっています。	
201 □ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。	・市外、県外の子供たちと地元の老人会や子供会を交えた田植え交流会を催します。地域の伝統芸能である「花田植え」を行い、その練習や話し合いを通じ、世代間の交流や地域のつながりを深めます。	
202 □ 広報活動			・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するため、パンフレット、機関誌等の作成、頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。	・原則として、農村環境保全活動の広報活動とは別に実施します。(例えば、1つの広報誌でページの異なる2箇所に分け各々掲載をするなど明確な違いが必要です)	

※『農村環境保全活動の幅広い展開』の内容にある「3に定める活動」については、「高度な保全活動」を指します。具体的な内容については、市町村等に問い合わせしてください。

### 3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）

対象施設	補修			更新等			備考
	取組番号	活動項目	活動の内容	取組番号	活動項目	活動の内容	
水路本体	301	□水路の破損部分の補修	・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間に限られた工法による補修等の対策を行うこと。	305	□素掘り水路からコンクリート水路への更新	・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。	
	302	□水路の老朽化部分の補修	・目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化的状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	306	□水路の更新	・老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が、路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。	
	303	□水路側壁の嵩上げ	・水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。	307	□開水路からハイブライൻへの更新	・開水路がひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊などによる通水機能が喪失している場合、自然落下方式のハイブライൻに更新する対策を行うこと。	
	304	□U字フリューム等既設水路の再布設	・水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。				
	308	□集水枠、分水枠の補修	・集水枠、分水枠の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	314	□ゲート、ポンプの更新	・老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプの更新等の対策を行うこと。	
	309	□ゲート、ポンプの補修	・ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	315	□安全施設の設置	・水路内への転落防止や危険区域内への入り口等のため、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。	
	310	□安全施設の補修	・水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	316	□制水弁・空気弁等の更新	・老朽化等により機能に支障が生じている制水弁・空気弁等について、更新等の対策を行うこと。	
	311	□取水施設の補修	・摩耗やひび割れ、部分的な欠損など、取水施設の一部箇所が破損して機能が低下している場合、補修等の対策を行うこと。				
	312	□制水弁・空気弁等の補修	・制水弁・空気弁等が老朽化して機能が低下している場合、補修等の対策を行うこと。				
	313	□水路法面の補修	・水路の機能・構造に支障を及ぼす浸食や崩落等の発生箇所における補修及び未然防止のための補強等の対策を行うこと。				
水路（開水路・ハイブライൻ）							
集落が管理する施設							
附帯施設							

### 3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）

対象施設	補修		更新等		備考
	取組番号	活動項目	活動の内容	活動項目	
農道本体	317 □農道路肩、農道法面の補修	・農道路肩、農道法面に食食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	320 □未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)	・未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。	
	318 □舗装の打ち替え(一部)	・老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、輪郭だち、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。	321 □橋梁の更新	・橋梁が老朽化した場合、コンクリート床版等を用い更新することにより対策を行うこと。	
	319 □橋梁の補修	・橋梁に老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法により補修等の対策を行うこと。			
	322 □農道側溝の補修	・ひび割れや部分的な欠損、側壁の剥離といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	323 □側溝蓋の設置	・農道において、側溝に蓋がないために車輌通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴つて側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。	
	324 □土側溝をコンクリート側溝に更新			・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。	
	325 □洗掘箇所の補修	・ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。	328 □ため池の更新	・老朽化して漏水しているため池について、堤体盛土等を再築し更新する対策を行うこと。	
ため池本体	326 □漏水箇所の補修	・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、透水シートを設置する等の対策を行うこと。			
	327 □ため池の浚渫	・ため池内に堆積している堆積土を浚渫する対策を行うこと。			

### 3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）

対象施設	補修			取組番号	活動項目	活動の内容	更新等	備考
集落が管理する施設	ため池 附帯施設	329 □取水施設の補修	・ため池の堅強、底強、斜面などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	332	□ゲート、バルブの更新	・老朽化等により機能に支障が生じていたため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。		
		330 □洪水吐の補修	・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	333	□安全施設の設置	・ため池への転落防止や危険区域内への入り防止等のために新たに安全施設を設置すること。		
		331 □安全施設の補修	・転落防止や危険区域内への入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。					
		334 □暗渠排水、排水口の補修	・破損や閉塞し機能が低下している暗渠排水及び沈下や老朽化している排水口の補修等の対策を行うこと。	339	□給水施設(栓)の設置	・給水施設(栓)等がないために機能が低下している農地のために、設置することによる対策を行うこと。		
	農地に係る施設	335 □給水施設(栓)の補修	・沈下や老朽化し機能が低下している給水施設(栓)の補修等の対策を行うこと。	340	□客土	・沈下により支障が生じている農地に客土の対策を行うこと。		
		336 □進入路等の補修	・路面に凹凸があつたり路肩が沈下している進入路等の補修等の対策を行うこと。	341	□進入路等の更新	・路面に凹凸があつたり、路肩が沈下している進入路等を新たにコンクリート舗装などの対策を行うこと。		
		337 □牧柵の補修	・破損や老朽化した牧柵について、補修等の対策を行うこと。	342	□草刈り用の小段設置	・法面が長く法面の管理に支障がある場合は、草刈り用の小段設置等の対策を行うこと。		
		338 □スプリンクラーの補修	・破損や老朽化したスプリンクラーについて、補修等の対策を行うこと。	343	□スプリンクラーの更新	・破損や老朽化したスプリンクラーについて、更新等の対策を行うこと。		

## 多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 多面的機能支払交付金を受けるためにはどのような手続きが必要ですか。

(A) まず活動組織（又は広域活動組織）を設立して下さい。その上で、事業計画書、活動計画書等を作成し、市町村長に提出し、事業計画の認定を受けて下さい。

(Q2) 市街化区域内農用地や農振白地農用地は多面的機能支払交付金の交付の対象となりますか。

(A) 農地維持支払交付金については、農振農用地区域内の農用地のほか、地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地についても支援の対象となります。詳しくは市町村にお問い合わせ下さい。

資源向上支払交付金については、農振農用地区域内の農用地のみが交付対象となります。

(Q3) 農地維持支払交付金と資源向上支払交付金は、会計を区分する必要がありますか。

(A) 平成29年度以降は、それまで資源向上支払交付金（長寿命化）とそれ以外で区分していた経理を1本化することが可能となりました。

(Q4) 中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金にも取り組む場合、事業計画（案）は別々に作成することになるのでしょうか。

(A) 事業計画（案）の様式（様式第6-5号）に、取り組む事業ごとの目標、内容及び実施区域について記載していただくと、3事業一緒に事業計画を作成することができます。

(Q5) 中山間地域等直接支払交付金にも取り組む場合、留意することはありますか。

(A) 多面的機能支払交付金で「草刈り」「泥上げ」を活動計画に位置づけていることから、中山間地域等直接支払交付金では、それ以外の取組み項目を追加することになります。

また、一つの活動に対し、両支払交付金を充てることはできません。詳細については、市町村の担当課へお問い合わせください。

## 本対策に関するお問い合わせ先

### ■島根県

問い合わせ窓口	電話	FAX
島根県農村整備課 資源保全スタッフ	0852-22-6262	0852-31-6274

### ■市町村

問い合わせ窓口	電話	FAX
松江市 農政課	0852-55-5231	0852-55-5246
安来市 農林整備課	0854-23-3334	0854-23-3382
雲南市 農政課	0854-40-1051	0854-40-1059
奥出雲町 農業振興課	0854-54-2513	0854-54-1229
飯南町 産業振興課	0854-76-2214	0854-76-3950
出雲市 農業振興課	0853-21-6789	0853-21-6998
川本町 産業振興課	0855-72-0636	0855-72-1136
美郷町 産業振興課	0855-75-1214	0855-75-1218
邑南町 農林振興課	0855-95-1116	0855-95-0171
大田市 農林水産課	0854-83-8088	0854-82-9731
浜田市 農林振興課	0855-25-9510	0855-23-4040
江津市 農林水産課	0855-52-7493	0855-52-1365
益田市 農林水産課	0856-31-0316	0856-24-0452
津和野町 農林課	0856-72-0653	0856-72-0067
吉賀町 産業課	0856-79-2213	0856-79-2344
海士町 地産地商課	08514-2-1824	08514-2-0358
西ノ島町 産業振興課	08514-6-1220	08514-6-0683
知夫村 産業建設課	08514-8-2211	08514-8-2321
隠岐の島町 農林水産課	08512-2-8563	08512-2-2460

### ■地域協議会事務局

問い合わせ窓口	電話	FAX
島根県農地・水・環境保全協議会 (水土里ネット島根 水土里推進グループ)	0852-32-4141	0852-24-0848
(水土里ネット島根 西部出張所)	0855-22-2672	0855-22-2573
(水土里ネット島根 隠岐出張所)	08512-2-9013	08512-2-6580

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます

農林水産省 多面的機能支払交付金について  
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\\_siharai.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)

島根県農地・水・環境保全協議会ホームページ(様式がダウンロードできます)  
<http://www.nouchimizu-shimane.jp/>